

平成十三年厚生労働省令第一号

厚生労働省組織規則
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定に基づき、並びに厚生労働省設置法及び厚生労働省組織令を実施するため、厚生労働省組織規則を次のように定める。

第一章 本省

第一節 內部部局

- | | | |
|------|----------|-----------------|
| 第一款 | 大臣官房 | (第一条—第九条) |
| 第二款 | 医政局 | (第十条—第十八条) |
| 第三款 | 健康・生活衛生局 | (第十九条—第二十三条の五) |
| 第四款 | 医薬局 | (第二十四条—第二十九条の二) |
| 第五款 | 労働基準局 | (第三十条—第四十条) |
| 第六款 | 職業安定局 | (第四十一条—第四十八条) |
| 第七款 | 雇用環境・均等局 | (第四十九条—第五十七条) |
| 第八款 | 社会・援護局 | (第五十八条—第六十五条) |
| 第九款 | 老健局 | (第六十六条・第六十六条の二) |
| 第十款 | 保険局 | (第六十七条—第七十一条) |
| 第十一款 | 年金局 | (第七十二条—第七十三条の三) |
| 第十二款 | 人材開発統括官 | (第七十三条の四) |
| 第十三款 | 政策統括官 | (第七十四条・第七十五条) |

第二節 施設等機関

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| 第一款 | 検疫所（第七十六条—第一百二十四条） |
| 第二款 | 削除 |
| 第三款 | 国立ハンセン病療養所（第四百七十四条—第四百九十四条） |
| 第四款 | 国立医薬品食品衛生研究所（第四百九十五条—第五百三十五条） |
| 第五款 | 国立保健医療科学院（第五百三十六条—第五百六十条） |
| 第六款 | 国立社会保障・人口問題研究所（第五百六十二条—第五百七十三条） |
| 第七款 | 国立感染症研究所（第五百七十四条—第六百二十二条の五） |
| 第八款 | 国立障害者リハビリテーションセンター（第六百二十三条—第七百五条） |
| 第三節 地方支分部局 | |
| 第一款 | 地方厚生局（第七百五条の二—第七百五十七条） |
| 第二款 | 都道府県労働局（第七百五十八条—第七百九十四条） |
| 第二章 | 中央労働委員会事務局（第七百九十五条—第七百九十八条） |
| 第三章 | 厚生労働省顧問（第七百九十九条） |
| 第四章 | 雑則（第八百条・第八百一条） |

附錄

第一章 方言

- 第一款 大臣官房**
(審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官)
第一条 大臣官房に、審査委員(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。

32
審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。
地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、地域における保健福祉施策に関する政策の企画及び立案案の支援を行う。

三度の
志

異なる政策の企

- | | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 第一款 大臣官房 |
| （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官） | | | （審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官） |
| 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。 | | | 第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。 |
| 審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。 | | | 審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。 |
| 2 地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高 | 3 監査指導室に、室長及び会計監査官十一人（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内を置く。 | 3 東日本大震災復興特別会議の運営に係る経費及び収支の清算並びに会計の監査に関すること。 | 3 東日本大震災復興特別会議の運営に係る経費及び収支の清算並びに会計の監査に関すること。 |
| 3 地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高 | 4 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行ふ。 | 4 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行ふ。 | 4 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行ふ。 |
| 4 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。 | 5 総務課は、(1)会計監査官の選任並びに監査官の監査権の行使の監査に関する事務。(2)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。(3)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。 | 5 総務課は、(1)会計監査官の選任並びに監査官の監査権の行使の監査に関する事務。(2)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。(3)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。 | 5 総務課は、(1)会計監査官の選任並びに監査官の監査権の行使の監査に関する事務。(2)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。(3)会計監査官の監査報告書の提出の監査に関する事務。 |
| 5 一 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。 | 6 二 会計監査官の監査権の行使の監査に関する事務。 | 6 二 会計監査官の監査権の行使の監査に関する事務。 | 6 二 会計監査官の監査権の行使の監査に関する事務。 |

5 4 国際保健福祉交渉官は、命を受けて、国際保健福祉分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際保健福祉分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

5 3 人事調査官、調査官及び人事企画官

第二条 人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。

2 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

3 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

4 人事企画官は、命を受けて、職員の人事の制度に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

2 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

3 (公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、証務官及び法務専門官)

第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、証務官三人及び法務専門官二人を置く。

2 公文書監理・情報公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存のこと。

二 厚生労働省の保有する情報の公開に関すること。

三 厚生労働省の保有する個人情報の保護に関すること。

4 広報室は、広報に関する事務（国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 公文書監理・情報公開室に、室長を置く。

4 広報室は、広報に関する事務（国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5 広報室に、室長を置く。

4 企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する総合調整に関する特定事項の企画及び立案に当たる。

3 訟務官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する訴訟に関する事務（他局並びに人材開発統括官及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）を行う。

2 法務専門官は、検察官をもつて充てる。

1 法務官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一的かつ適正な処理に関する事務を行ふ。

一 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一的かつ適正な処理に関する事務（訟務官の所掌に属するものを除く。）。

二 厚生労働省の所掌事務に関する法令案の作成に関する必要な助言その他の援助に関すること。

(監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官)

第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。

2 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関すること。

二 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関する事務をつかさどる。

一 会計監査室は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行ふ。

二 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務を行ふ。

二 厚生労働省の所掌の国庫材産の管理及び処分並びに物品の管理に関する事務。

		(試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室)
第二十四条	医事課に、試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室を置く。	医事課に、試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室を置く。
2	試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 外国医師等の臨床修練及び臨床教授等のための病院又は診療所の指定並びに臨床修練及び臨床教授等の許可に関する事務をつかさどる。 一 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学校士及び義肢装具士の試験及び免許に関する事務をつかさどる。
3	医師臨床研修室は、医師の臨床研修に関する事務をつかさどる。	医師臨床研修室は、医師の臨床研修に関する事務をつかさどる。
4	医師臨床研修推進室に、室長を置く。	医師臨床研修推進室に、室長を置く。
5	死因究明等企画調査室は、死体の解剖及び保存に関する事務のうち、死因究明及び身元確認に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	死因究明等企画調査室は、死体の解剖及び保存に関する事務のうち、死因究明及び身元確認に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
6	死因究明等企画調査室に、室長を置く。	死因究明等企画調査室に、室長を置く。
7	(歯科口腔保健推進室)	(歯科口腔保健推進室)
第十四条の二	歯科保健課に、歯科口腔保健推進室を置く。	第十四条の二 歯科保健課に、歯科口腔保健推進室を置く。
2	歯科口腔保健推進室は、歯科口腔保健(歯科口腔保健をいう)の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)第一条に規定する歯科口腔保健をいう)の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	歯科口腔保健推進室は、歯科口腔保健(歯科口腔保健をいう)の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)第一条に規定する歯科口腔保健をいう)の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
3	歯科口腔保健推進室に、室長を置く。	歯科口腔保健推進室に、室長を置く。
第十五条	(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官)	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。
2	看護サービス推進室は、保健師、助産師、看護師及び准看護師による看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	看護課に、看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
3	看護サービス推進室に、室長を置く。	看護サービス推進室に、室長を置く。
4	看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)	看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)
		(医療機器政策室及び首席流通指導官)
第十六条	医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。	第十六条 医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。
2	医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。	一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。
2	二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関する事務(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。	二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関する事務(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。
3	三 医療機器その他衛生用品の輸出入に関する事務(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)。	三 医療機器その他衛生用品の輸出入に関する事務(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)。
4	四 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関する事務(医療機器政策室に、室長を置く。)	四 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関する事務(医療機器政策室に、室長を置く。)
第十七条	研究開発政策課に、治験推進室を置く。	研究開発政策課に、治験推進室を置く。
2	治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
第十八条	第三款 健康・生活衛生局 (指導調査室)	第十八条 第三款 健康・生活衛生局 (指導調査室)
2	指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。	指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
3	一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和十二年法律第六十六号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律(平成六年法律第百十七号)を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関する事務。	一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和十二年法律第六十六号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援助に関する法律(平成六年法律第百十七号)を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関する事務。
4	二 原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関する事務。	二 原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関する事務。
5	三 保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務。	三 保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務。
6	四 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官一人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内を置く。	四 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官一人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内を置く。
7	五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事務。	五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事務。
8	六 地域保健企画官及び保健指導官	六 地域保健企画官及び保健指導官
9	七 公衆衛生監査官は、命を受けて、第二項第一号に掲げる事務を行う。	七 公衆衛生監査官は、命を受けて、第二項第一号に掲げる事務を行う。
10	八 (地域保健企画官及び保健指導官)	八 (地域保健企画官及び保健指導官)
11	九 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	九 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
12	十 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行なう。	十 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行なう。
13	十一 (肝炎対策推進室)	十一 (肝炎対策推進室)
14	十二 がん・疾患対策課に、肝炎対策推進室を置く。	十二 がん・疾患対策課に、肝炎対策推進室を置く。
15	十三 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	十三 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
16	十四 移植医療対策推進室に、移植医療対策推進室を置く。	十四 移植医療対策推進室に、移植医療対策推進室を置く。
17	十五 難病対策課に、移植医療対策推進室を置く。	十五 難病対策課に、移植医療対策推進室を置く。
18	十六 移植器官の移植に関する事。	十六 移植器官の移植に関する事。
19	十七 造血幹細胞移植に関する事。	十七 造血幹細胞移植に関する事。
20	十八 移植医療対策推進室に、室長を置く。	十八 移植医療対策推進室に、室長を置く。
21	十九 (生活衛生対策企画官)	十九 (生活衛生対策企画官)
22	二十 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。	二十 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。
23	二十一 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。	二十一 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。
24	二十二 建築物衛生の改善及び向上に関する事。	二十二 建築物衛生の改善及び向上に関する事。
25	二十三 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)。	二十三 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)。

第二十三条の二 削除
(輸入食品安全対策室)

第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関する調査及び指導に関すること(感染症対策部の所掌に属するものを除く)。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

四 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六条第一項又は第三項の検査に関すること。

3 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

(検疫所業務企画調整官)

第二十三条の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3 感染症情報管理室に、室長を置く。

(感染症情報管理室)

第二十三条の五 感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。

2 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

3 感染症情報管理室に、室長を置く。

(医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官)

第二十四条 総務課に、医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官一人を置く。

2 医薬品副作用被害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事務(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に限る)。

二 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の有害な作用による健康被害の対策に関する事務。

3 医薬品副作用被害対策室に、室長(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。

4 薬事企画官は、命を受けて、薬事に関する特定事項の企画及び立案並びに調整(医政局の所掌に属するものを除く)に当たる。

第二十五条 削除

(麻薬対策企画官及び薬物取締調整官)

第二十六条 監視指導・麻薬対策課に、麻薬対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)及び薬物取締調整官一人を置く。

2 麻薬対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要な事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤(以下「麻薬等」という。)に関する取締りに係る国際協力に関する事務。

2 麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察職員として行う職務に係る国際協力に関する事務。

3 麻薬等に係る国際捜査共助に係る国際協力に関する事務。

2 麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察職員として行う職務に係る国際協力に関する事務。

3 麻薬等に係る国際捜査共助に係る国際協力に関する事務。

第二十七条から第二十九条の二まで 削除

第五款 労働基準局

(石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官)

第三十条 総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。

2 石綿対策室は、労働基準局の所掌事務に係る石綿に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

3 石綿対策室に、室長を置く。

4 労働保険専門調査官は、命を受けて、労働保険審査会が行う審理に関する事務で調査その他の専門的調査に係るものを行う。

5 主任労働保険専門調査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び労働保険専門調査官の行う事務の調整に当たる。

(労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官)

第三十一条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官それぞれ一人を置く。

2 労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務(医療労働企画官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

3 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

4 労働労働企画官は、命を受けて、医療の提供に係る業務その他の医療の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

5 過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(過重労働特別対策室並びに調査官並びに中央労働基準監察監督官及び主任中央労働基準監察監督官)

第三十二条の二 監督課に、過重労働特別対策室並びに調査官一人並びに中央労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置く。

2 過重労働特別対策室は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に関する事務をつかさどる。

3 過重労働特別対策室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、監督課の所掌事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

5 中央労働基準監察監督官は、命を受けて、都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務(労災管理課の所掌に属するものを除く)を行う。

6 主任中央労働基準監察監督官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労働基準監察監督官の行う事務の調整に当たる。

第三十二条の二 削除

(中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官)

第三十三条の三 賃金課に、中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官それぞれ一人を置く。

2 中央賃金指導官は、命を受けて、賃金に関する専門知識についての都道府県労働局の職員への指導及び都道府県労働局相互間の調整に当たる。

3 主任中央賃金指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央賃金指導官の行う事務の調整に当たる。

(労災保険財政数理課に、労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。

2 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別

加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

一 産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
　労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

二 労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に關すること（労働基準監督官の行う

建設石綿給付金認定等業務室は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する給付金等に係る権利の認定等に

建設石綿給付金認定等業務室に、室長を置く。
関する事務をつかさどる。

○ 中央労災補償監察官は、命を受けて、都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に關する事務を行う。

主任中央労災補償監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労災補償監察官の行う事務の調整に当たる。

(労働保険徴収業務室)
第三十三条 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組合に關する事務を

3 つかさどる。
労働保険教員業務室こ、室長を置く。

(職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官)
第三十四条 (補賞與二、職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官一人を置く。)

職業病認定対策室は、職業性疾患に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。
職業病認定対策室は、職業性疾患に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。

4、労災保険審理室は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償、労働者災害補償又は「労働基準監督官」の見守りによる守り職業合意によって設立して支拂い公算

給付金の支給に関する事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

第三十五條 調査官 肖陽

第三十六條 計画調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び監視を行ふ。

ひ研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調

査企画及び立案並びに調整に当たる。
(建設安全対策室)

第三十七条 安全課に、建設安全対策室を置く。
建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定による計画の届出に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、建設業に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関することと（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

建設安全対策室に、室長を置く。
（産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健

康対策室 第三十八条 労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

6	練（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関する事務（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。
4 3	二 生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関する事務。
3	三 訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関する事務。
4 3	四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に關すること。
6 5	二 公共職業安定所運営企画室に、室長を置く。
4 3	一 公共職業安定所運営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2	訓練受講支援室に、室長を置く。
8	一 政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関する事務（人材開発統括官並びに外国人雇用対策課、障害者雇用対策課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。
9	二 履用管理の改善に関する事務（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関する事務）。
10	三 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関する事務。
7	一 人材確保支援総合企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
8	二 中央職業指導官は、命を受けて、職業指導についての専門的及び技術的な事項に関する事務並びに当該事務についての指導に関する事務を行う。
9	三 首席職業指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央職業指導官の行う事務を総括する。
11	四 中央職業安定監察官は、命を受けて、都道府県労働局における職業安定局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）を行う。
1	五 主任中央職業安定監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央職業安定監察官の行う事務の調整に当たる。
（労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）	
4 3	第四十二条 雇用政策課に、労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官一人を置く。
2	一 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の発達、改善及び調整に関する政策の企画及び立案並びに推進すること。
3	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の活用に関する政策の企画及
4	一 民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
5	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の活用に関する政策の企画及
6	一 民間人材サービス推進室に、室長を置く。
2	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の活用に関する政策の企画及
3	一 民間人材サービス推進室に、室長を置く。
4	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の活用に関する政策の企画及
5	一 民間人材サービス推進室に、室長を置く。
2	二 調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官一人を置く。
1	三 調査官並びに中央雇用保険監察官五人及び主任中央雇用保険監察官一人を置く。

3 中央雇用保険監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行う。

4 主任中央雇用保険監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央雇用保険監察官の行う事務の調整に当たる。

第四十四条 削除

（労働市場基盤整備室及び主任中央需給調整事業指導官）

4 主任中央雇用保険監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央雇用保険監察官の行う事務の調整に当たる。

第四十五条 需給調整事業課に、労働市場基盤整備室及び主任中央需給調整事業指導官一人を置く。

（海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官）

4 主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事務（人材開発統括官及び雇用開発企画課の所掌に属するものを除く。）。

二 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関する事務（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものと定めるもの）。

（海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官）

第四十六条 外国人雇用対策課に、海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官一人を置く。

（システィム計画官及び主任システィム計画官）

4 3 第四十六条の二 労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2 システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3 主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

（就労支援室及び建設・港湾対策室）

第四十七条 雇用開発企画課に、就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。

2 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高齢者等（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十一条）第二条第二項に規定する高齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官）

第四十八条 建設・港湾対策室に、就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。

1 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務。

2 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関する事務。

5 建設・港湾対策室に、室長を置く。
 (地域就労支援室並びに調査官、障害者雇用専門官及び主任障害者雇用専門官)

第四十八条 障害者雇用対策課に、地域就労支援室並びに調査官一人、障害者雇用専門官三人及び主任障害者雇用専門官一人を置く。

2 地域就労支援室は、地域における障害者の就職及び職場への定着の促進並びにこれらに関する連絡、援助又は協力に関する事務を行つたる。

3 地域就労支援室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、障害者の職業の安定に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

5 障害者雇用専門官は、命を受けて、障害者の職業の安定についての専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

6 主任障害者雇用専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び障害者雇用専門官の行う事務の調整に当たる。

7 (労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官及び主任雇用環境・均等監察官)

第四十九条 総務課に、労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官四人及び主任雇用環境・均等監察官一人を置く。

2 労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 個別労働関係紛争の解決の促進に当たる。

二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に当たる。

3 労働紛争処理業務室に、室長を置く。

4 雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に当たる。

5 主任雇用環境・均等監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び雇用環境・均等監察官の行う事務の調整に当たる。

(ハラスメント防止対策室)

第五十条 雇用機会均等課に、ハラスメント防止対策室を置く。

2 ハラスメント防止対策室は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務をつかさどる。

3 ハラスメント防止対策室に、室長を置く。

第五十一条 削除

(労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室)

第五十二条 勤労者生活課に、労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室を置く。

2 労働者協同組合業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働組合その他の労働に関する団体が行う共済事業その他の福祉活動に当該活動に関する助言その他

の援助措置に当たること。

三 労働者協同組合に当たること。

4 労働者協同組合業務室に、室長を置く。

5 労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

第五十三条 労働者協同組合業務室に、室長を置く。

第八款 社会・援護局

(女性支援室)
第五十八条 総務課に、女性支援室を置く。

2 女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する連絡、援助又は協力に関する事務の行うものに限る)に関すること。

3 女性支援室に、室長を置く。

第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官一人を置く。

2 自立推進・指導監査室は、都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の施行に関する事務についての監査及びこれに伴う指導に関する事務をつかさどる。

3 自立推進・指導監査室に、室長及び生活保護監査官二十七人以内を置く。

4 生活保護監査室は、命を受けて、第二項に掲げる事務を行う。

5 保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に当たること(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く)。

二 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設等及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第八号に規定する事業に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

3 特別医療扶助指導検査官は、命を受けて、生活保護法第五十四条第一項の規定による検査及びこれに伴う指導に関する事務を行ふ。

4 保護事業室に、室長を置く。

5 保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成年後見制度利用促進会議(成年後見制度の利用の促進に関する法律第十三条第一項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう)及び成年後見制度利用促進専門家会議(同条第二項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう)の策定(変更に係るものに限る)及び推進に当たること。

二 成年後見制度利用促進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう)の策定(変更に係るものに限る)及び推進に当たること。

二 成年後見制度利用促進室は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第十三条第一項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう)及び成年後見制度利用促進専門家会議(同条第二項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう)の庶務に当たること。

三 消費生活協同組合業務室は、消費生活協同組合の事業に関する事務をつかさどる。

4 消費生活協同組合業務室に、室長及び生協検査官七人以内を置く。

5 生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下この項において「組合」という)、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十三条の二第二項に規定する子会社等並びに同法第十条第二項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行ふ。

6 生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生活福祉資金の貸付事業に関すること。

二 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活しているものの保護及び更生に関すること。

三	生活困窮者の自立支援に関する企画及び立案並びに調整に關すること（老健局及び障害保健福祉部並びに總務課及び保護課の所掌に屬するものを除く。）。
8	生活困窮者自立支援室に、室長を置く。
2	（福祉人材確保対策官に、福祉人材確保対策官一人及び法人指導監査官）
第六十一条	福祉基盤課に、福祉人材確保対策官一人及び法人指導監査官二人以内を置く。
2	福祉人材確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
一	社会福祉に関する事業の業務に必要な知識及び技術を有する人材の確保に関する企画及び立案並びに調整に關すること。
二	社会福祉法第八十九条第一項に規定する基本指針の策定に關すること（地域福祉課の所掌に属するものを除く。）。
三	都道府県福祉人材センター及び中央福祉人材センターに關すること。
四	福利厚生センターに關すること。
五	社会福祉に関する事業に關係する者の教養及び訓練に關すること。
六	社会福祉士及び介護福祉士に關すること。
七	社会福祉主事に關すること。
3	法人指導監査官は、命を受けて、社会福祉法第五十六条第一項の規定による検査に關する事務を行う。（中国残留邦人等支援室）
第六十二条	援護企画課に、中国残留邦人等支援室を置く。
2	中国残留邦人等支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	中華人民共和国及び旧ソビエト社会主义共和国連邦の地域に係る引揚援護並びに未帰還者及びこれに類する者（第四号において「未帰還者等」という。）に係る事項に関する総合的な企画及び立案並びに調整に關すること。
二	中国残留邦人等の円滑な帰国促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）の施行に關すること（他局の所掌に屬するものを除く。）。
三	中華人民共和国及び旧ソビエト社会主义共和国連邦の地域から内地に引き揚げた者の応急救援並びに引揚先における更生及び補導に關すること。
四	未帰還者等のうち中華人民共和国及び旧ソビエト社会主义共和国連邦の地域内にあるもの（次号において「中国旧ソビエト未帰還者等」という。）の状況の調査並びに身上資料の作成及び保管に關すること。
五	中国旧ソビエト未帰還者等の死亡の処理に關すること。
3	中国残留邦人等支援室に、室長及び支援給付監査官二人（うち一人は、關係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）を置く。
4	支援給付監査官は、命を受けて、第二項第二号に掲げる事務のうち、支援給付の支給に關し都道府県及び市町村が行う事務についての監査及びこれに伴う指導に關する事務を行う。
第六十三条	削除（事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室）
2	事業課に、事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室を置く。
第六十三条の二	事業課に、事業推進室及び戦没者遺骨鑑定推進室を置く。
2	事業推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一	戦没者の遺骨の収集、墓参及びこれらに類する事業の実施に關すること（援護企画課及び戦没者遺骨鑑定推進室の所掌に属するものを除く。）。
二	旧陸海軍関係の死亡者の遺骨及び遺留品の処理に關すること（戦没者遺骨鑑定推進室の所掌に属するものを除く。）。
3	事業推進室に、室長を置く。
4	戦没者遺骨鑑定推進室は、戦没者の遺骨の鑑定に關する企画及び立案並びに調整に關する事務をつかさどる。
5	（戦没者遺骨鑑定官）
第六十三条の三	事業課に、戦没者遺骨鑑定官を置くことができる。
2	戦没者遺骨鑑定官は、命を受けて、戦没者の遺骨の鑑定に關する重要事項の企画及び立案に參画し、並びに戦没者の遺骨の鑑定に係る専門的、技術的な指導及び助言に當たる。
3	（自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官、障害福祉監査官、障害福祉サービス業務監視専門官及び精神保健福祉監査官）
第六十四条	企画課に、自立支援振興室及び施設管理室並びに特別自立支援指導官一人、障害福祉監査官十二人（うち八人は、關係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び精神保健福祉監査官十人（うち七人は、關係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内を置く。
2	自立支援振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	障害者の福祉に關する事業（障害者の社会経済活動への参加の促進に係るものに限る。）の発達、改善及び調整に關すること（社会福祉法人の認可及び監督に關すこと並びに職業安定局及び人材開発統括官の所掌に屬するものを除く。）。
2	補装具に關すること。
3	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の規定による障害者の日常生活上の便宜を図るために用具の給付及び貸与に關すること。
4	福祉用具の研究、開発及び普及の促進並びに適切な利用の確保に關すること（老健局の所掌に属するものを除く。）。
5	障害者の社会経済活動への參加の促進に關すること（職業安定局及び人材開発統括官の所掌に属するものを除く。）。
2	自立支援振興室に、室長を置く。
3	施設管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	国立障害者リハビリテーションセンター及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の組織及び運営一般に關すること。
2	知的障害児、身体障害児及び重症心身障害児に對して行われる治療及び日常生活の指導等の研究等に關すること。
3	施設管理室に、室長を置く。
4	特別自立支援指導官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に關する事務を行ふ。
5	障害福祉監査官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。
6	一 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十七条に規定する福祉手当の支給に關し都道府県知事及び市町村長が行う事務についての監査に關すること。
7	二 障害者支援施設又は障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行ふ施設において提供された障害福祉サービスに要する費用の監査に關すること。
8	障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に關する監督に關する事務を行ふ。
9	精神保健福祉監査官は、命を受けて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十八条の六及び第四十条の五の規定による報告徴収等の事務並びに同法を施行するため都道府県知事が行う事務についての監査に關する事務を行ふ。

(心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官)

第六十五条 精神・障害保健課に、心の健康支援室及び依存症対策推進室並びに地域移行推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 心の健康支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、障害者の社会復帰に係る事務に関すること。

二 精神保健福祉士に関すること。

三 国民の精神的健康の増進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

4 心の健康支援室に、室長を置く。

5 依存症対策推進室は、命を受けて、障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、障害者の依存症の予防及び治療並びに依存症の患者等への支援に関する企画及び立案並びに調整に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

6 依存症対策推進室に、室長を置く。

7 地域移行推進官は、命を受けて、障害者の保健の向上に関する事務（企画課の所掌に属するものを除く。）のうち、精神障害者の退院による地域における生活への移行の促進に関する企画及び立案並びに調整を行う。

8 第九款 老健局

（介護保険指導室）

9 第六十六条 総務課に、介護保険指導室を置く。

10 介護保険指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

11 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の規定による福祉の措置の実施に関する監査に關すること。

12 老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関する事務。

13 介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等の事務に關すること。

14 介護保険法第一百二条第二項及び第一百四条第三項の規定による指示に關すること。

15 介護保険法の規定による業務管理体制の整備に關すること。

16 介護保険法第九十七条の規定による報告の徵収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に關すること。

17 介護保険法第二百三条の三第一項の規定による緊急時における事務執行に関する事務。

18 介護保険指導室に、室長、特別介護保険指導官二人以内を置く。

19 特別介護保険指導官は、命を受けて、介護保険法第一百九十七条の規定による報告の徵収等（同条第一項の規定によるものに限る。）に關する事務を行なう。

20 特別介護サービス指導官は、命を受けて、第四項第一号から第四号まで、第六号（介護保険法第一百九十七条の規定による報告の徵収等（同条第一項の規定によるものに限る。）に關することを除く。）及び第七号に掲げる事務を行なう。

21 特別介護サービス指導官は、命を受けて、第四項第五号に掲げる事務を行なう。

22 認知症総合戦略企画官（認知症総合戦略企画官）

23 認知症施策・地域介護推進課に認知症総合戦略企画官一人を置く。

24 認知症総合戦略企画官は、命を受けて、認知症施策・地域介護推進課の所掌事務のうち認知症の総合的な戦略に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

25 第十款 保険局

（歯科医療管理官）

26 第六十七条 保険局に、歯科医療管理官一人を置く。

27 歯科医療管理官は、命を受けて、医療課の所掌事務のうち、歯科医療に係るものを行なう。（全国健康保険協会管理室）

28 保険課に、全国健康保険協会管理室を置く。

3 全国健康保険協会管理室は、全国健康保険協会の行う業務に関する事務をつかさどる。

4 全国健康保険協会管理室に、室長を置く。

5 国民健康保険指導調整官は、命を受けて、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（高齢者医療関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）についての指導及び調整に関する事務（医療課の所掌に属するものを除く。）を行う。

6 主任国民健康保険指導調整官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び国民健康保険指導調整官を置く。

7 国民健康保険課に、主任国民健康保険指導調整官一人及び主任国民健康保険指導調整官一人を置く。

8 国民健康保険指導調整官は、命を受けて、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（高齢者医療関係業務及び介護保険事業関係業務を除く。）についての指導及び調整に関する事務（医療課の所掌に属するものを除く。）を行う。

9 主任国民健康保険指導調整官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び国民健康保険指導調整官の行う事務の調整に当たる。

10 第六十九条の二 高齢者医療課に、高齢者医療指導調整官一人を置く。

11 高齢者医療指導調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。

12 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導及び調整に關すること（医療課及び調査課の所掌に属するものを除く。）。

13 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること。

14 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導及び調整に關すること（調査課の所掌に属するものを除く。）。

15 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

16 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

17 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

18 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

19 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

20 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

21 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

22 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

23 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

24 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

25 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

26 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

27 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

28 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

29 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

30 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

31 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

32 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

33 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

34 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

35 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

36 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

37 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

38 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

39 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

40 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

41 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

42 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

43 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

44 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

45 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

46 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導及び調整に關すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

8	医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務（特別医療指導監査官及び療養指導監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
9	特別医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務のうち、開設者が同一である二以上の病院に係るものその他重要事項に係るものを行なう。
10	療養指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による施術に係る療養費に関する指導及び監査に係るものを行う。
11	薬剤管理官は、命を受けて、医療課の所掌事務のうち、薬剤に係るものを行なう。
12	（数理企画官）

第十七条	調査課に、数理企画官一人を置く。
2	数理企画官は、命を受けて、医療保険制度の調整のための統計数理的調査に関する重要な事項の企画及び立案に当たる。
第十一款	年金局
（首席年金数理官及び年金数理官）	
第七十二条	総務課に、首席年金数理官及び年金数理官それぞれ一人を置く。
2	首席年金数理官は、命を受けて、年金制度の調整のための年金制度の財政状況及び財政計画に関する調査及び検証に当たる。
3	年金数理官は、命を受けて、首席年金数理官の職務に関する重要な事項の処理に当たる。
（数理調整管理官）	
第七十三条	数理課に、数理調整管理官一人を置く。
2	数理調整管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
一	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五百五十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（次号において「拠出金」という。）及び同条第一項に規定する政府の負担（次号において「政府負担」という。）に係る数理に関する事務。
二	拠出金及び政府負担に係る統計数理的調査に関する事務。
（システム室、調査室、監査室及び会計室）	
第七十三条の二	事業企画課に、システム室、調査室、監査室及び会計室を置く。
2	システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行なう業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の二、第七百十条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。
3	調査室は、政府管掌年金事業等の実施及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関する事務をつかさどる。
4	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
5	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
6	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
7	監査室に、室長、上席監査官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内、監査官十二人以内及びシステム監査官三人以内を置く。
8	上席監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行い、及び監査官の行う事務を整理する。
9	監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
10	システム監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に関する事務を行う。

第十二条	人材開発統括官
（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）	
第七十三条の四	本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官一人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。
2	訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務（特別支援企画官及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
一	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則訓練に関する基準、教科書その他の教材及び同法第二十一条第一項に規定する技能照査に関すること。
2	訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務（特別支援企画官及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
一	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則訓練に関する基準、教科書その他の教材及び同法第二十一条第一項に規定する技能照査に関すること。
三	公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関する事務。
四	前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関との連絡調整に関する事務。
3	特別支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一	職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関する事務。
二	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターの組織及び運営一般に関する事務。
三	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項第四号に規定する教育訓練に関する事務。
4	就労支援訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業訓練に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（特別支援企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
5	職業能力開発指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業能力の開発及び向上に関する専門的及び技術的な事項についての指導及び援助に関する事務を助ける。
6	主任職業能力開発指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力開発指導官の行う事務の調整に関する事務を助ける。
7	キャリア形成支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一	労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に関する事務。
二	勤労青少年の福祉の増進に関する事務。
8	企業内人材開発支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進に関する事務を助ける。
9	職業能力検定官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力検定官の行う事務の調整に関する事務を助ける。
10	主任職業能力検定官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力検定官の行う事務の調整に関する事務を助ける。

11 海外協力企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）を助ける。

第十三款 政策統括官

（政策企画官、社会保障財政企画官、政策立案・評価推進官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済特別研究官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査官、保健統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条 本省に、政策企画官三人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官一人を置く。

2 政策企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に係るもの（社会保障財政企画官及び調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3 社会保障財政企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で財政をはじめとする特定事項に係るものを助ける。

4 政策立案・評価推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち政策評価をはじめとする特定事項の調査、企画及び立案並びに合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に係るものを助ける。

5 サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティに関する監査及び指導に係るもの（特別サイバーセキュリティ監査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

6 特別サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティに関する監査及び指導に関する職務のうち重要事項に係るものを助ける。

7 労働経済特別研究官は、命を受けて、労働経済について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに国際機関、労使団体、学識経験者等との連絡及び情報交換等を行うことにより、重要な労働政策の企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

8 労働経済調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働に関する経済問題に関する総合的な分析に係るものを助ける。

9 統計企画調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査の企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

10 審査解析官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務のうち審査に関すること。

二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務のうち保健統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち保健に関する統計調査に係るもの（命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。）。

11 世帯統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他のこれに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査（特定の者を継続して対象とする統計調査に限る。）に関すること。

12 賃金福祉統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

三 労働時間に関する統計調査に関すること。

四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

六 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。

四 保健統計官及び賃金福祉統計官の行う事務の総括に関すること。

二 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（保健統計官、世帯統計官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。

四 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

二 情報システム管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）を助ける。

一 調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案を助ける。

第七十五条 削除 第二節 施設等機関

第一款 検疫所

第七十六条 検疫所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。
(所長及び次長)

第七十七条 検疫所に、所長を置く。

2 所長は、検疫所の事務を掌理する。

3 検疫所に、次長一人を置く。

4 次長は、所長を助け、検疫所の事務を整理する。

(企画調整官)

第七十八条 成田空港検疫所、東京検疫所、名古屋検疫所、関西空港検疫所及び福岡検疫所に、企画調整官一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項に関する情報の収集及び分析並びに調整に当たる。

一 港及び飛行場における検疫及び防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供を含む。）を行うこと（港における検疫所にあつては、医療に関するなどを除く。）。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

(横浜検疫所に置く課等)

第七十九条 横浜検疫所に、次の三課及び輸入食品・検疫検査センター並びに港湾衛生評価分析官及び輸入食品中央情報管理官それぞれ一人を置く。

一 検疫衛生課
(総務課の所掌事務)

二 食品監視課
(総務課の所掌事務)

三 検疫衛生課
(総務課の所掌事務)

第八十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 統計に関すること。

三 衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査に関する研修を行うこと。

四 前号に掲げるもののほか、検疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(検疫衛生課の所掌事務)

第八十一条 検疫衛生課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。）を行うこと（輸入食品・検疫検査センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第八十二条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと（輸入食品・検疫検査センター及び輸入食品中央情報管理官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（輸入食品監督官）

第八十三条 輸入食品・検疫検査センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検疫所の所掌事務に関する衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の試験及び検査の業務の管理に必要な審査及び指導を行うこと。

三 輸入食品・検疫検査センターは、輸入食品・検疫検査センター置かない検疫所（支所及び出張所を含む。以下この項において同じ。）から、当該検疫所の所掌事務に関する衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査（当該検疫所が検査課を置く検疫所である場合にあっては、高度なものに限る。）の委託を受けることができる。

（輸入食品・検疫検査センターの所掌事務）

第八十四条 輸入食品・検疫検査センターに、審査指導課及び統括検査官九人を置く。

第八十五条 審査指導課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の試験及び検査の業務の管理に必要な審査及び指導を行うことをつかさどる。

（統括検査官の職務）

第八十六条 統括検査官は、命を受けて、検疫所の所掌事務に関する衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査を行う事務の総括に関する事務を行う。

第八十七条 輸入食品・検疫検査センターに、港湾衛生評価分析官の所掌事務を置く。

第八十八条 港湾衛生評価分析官は、次に掲げる事務を処理する。

一 船舶の衛生検査結果の評価及び分析を行うこと。

二 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の侵入、生息及び病原体の保有の状況に関する調査結果の評価及び分析を行うこと。

（輸入食品中央情報管理官の職務）

第八十九条 輸入食品中央情報管理官は、次に掲げる事務を処理する。

一 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第三十二条第七項に規定する電子情報処理組織の運用を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導に関する統計の解析を行うこと。

（神戸検疫所に置く課等）

第九十条 神戸検疫所に、次の四課及び輸入食品・検疫検査センターを置く。

総務課

検疫衛生課

食品監視課

（総務課の所掌事務）

第九十一条 総務課は、第八十一条に規定する事務をつかさどる。

(検疫衛生課の所掌事務)

第九十二条 検疫衛生課は、第八十二条に規定する事務をつかさどる。

第九十三条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと（食品監視第二課及び輸入食品・検疫検査センターの所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（食品監視第二課の所掌事務）

第九十四条 輸入食品・検疫検査センターに、審査指導課及び統括検査官八人を置く。

（審査指導課の所掌事務）

第九十五条 審査指導課は、第八十五条に規定する事務をつかさどる。

（統括検査官の職務）

第九十六条 統括検査官は、命を受けて、第八十六条に規定する事務を行う。

（東京検疫所に置く課等）

第九十七条 東京検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官二人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

（総務課の所掌事務）

第九十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務。

二 統計に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、検疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（検疫衛生課の所掌事務）

第九十九条 検疫衛生課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれららの結果の提供を含む。）を行うこと（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（食品監視課の所掌事務）

第一百条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと（食品監視第二課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（食品監視第二課の所掌事務）

第一百一条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入（野田市、柏市、流山市、松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市、習志野市、浦安市及び市川市におけるものに限る。）

に際しての検査及び指導（試験及び検査の業務の管理に必要な審査及び指導を除く。）を行うこと（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（検査課の所掌事務）

第一百二一条 検査課は、検疫所の所掌事務に関する衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

（輸入食品監督官）

第一百二十二条の一 東京検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

（輸入食品監督官）

第一百二十二条の二 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

（感染症検査監督官）

第一百二十三条 東京検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

（感染症検査監督官）

第二百二十二条 感染症検査監督官は、命を受けて、第一百二条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（上席空港検疫管理官の職務）

第一百二十三条 上席空港検疫管理官は、命を受けて、第九十九条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（上席空港検疫看護管理官の職務）

第一百二十五条 上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第九十九条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務であつて、看護に関する事を行う。

（成田空港検疫所に置く課等）

第一百三条 成田空港検疫所に、次の六課、上席空港検疫管理官四人、上席空港検疫看護管理官一人及び感染症検査管理官一人を置く。

（総務課）

（検疫第一課）

（検疫第二課）

（衛生課）

（食品監視課）

（検査課）

（総務課の所掌事務）

第一百四条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（検疫第一課の所掌事務）

第一百五条 検疫第一課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれら結果の提供を含む。）を行うこと（検疫第二課、衛生課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（検疫第二課の所掌事務）

第一百五十二条 検疫第二課は、港及び飛行場（成田国際空港第一旅客ターミナルビルに限る。）における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれら結果の提供を含む。）を行うこと（衛生課及び検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第一百六十二条 衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査を行うこと（検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置を行うこと（検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出に関する事務。

（食品監視課の所掌事務）

第一百七条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと（検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（検査課の所掌事務）

（検疫情報管理室）

第一百八条の二 成田空港検疫所の検疫第一課に、検疫情報管理室を置く。

（検疫情報管理室）

第二百八条の二 検疫情報管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（感染症検査監督官）

第一 検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供に関する事務。

（二 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第二十七条の二第二項の規定に基づき検疫所長が収集又は分析した検疫感染症に関する情報の管理に関する事務）

（輸入食品監督官）

第一百八条の三 成田空港検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

（輸入食品監督官）

第二百八条の二 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

（感染症検査監督官）

第一百八条の四 成田空港検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

（感染症検査監督官）

第二百八条の五 上席空港検疫管理官は、命を受けて、第百五条及び第百五条の二に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（上席空港検疫管理官の職務）

第一百八条の六 上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第百五条及び第百五条の二に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務である事務であつて、看護に関する事を行う。

（上席空港検疫看護管理官の職務）

第一百八条の七 感染症検査管理官は、命を受けて、検疫所の検疫感染症の検査に係る事務に関する事務に当たる。

（関西空港検疫所に置く課等）

第一百八条の八 関西空港検疫所に、次の五課、上席空港検疫管理官四人及び上席空港検疫看護管理官一人を置く。

（総務課）

（検疫課）

（衛生課）

（食品監視課）

（検査課）

第一百四条 第百五条、第百六条、第百六条から第百八条まで及び第百八条の三から第百八条の六までの規定は、関西空港検疫所について準用する。この場合において、第百五条中「検疫第一課」とあるのは「検疫課」と、「検疫第二課、衛生課及び検査課」とあるのは「衛生課及び検査課」と、第八条の五及び第百八条の六中「第百五条及び第百五条の二」とあるのは「第百八条の八第一項の規定により読み替えて適用される第百五条」と読み替えるものとする。

（大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に置く課等）

第一百九条 大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、次の四課を、名古屋検疫所及び福岡検疫所に、上席空港検疫管理官一人を、名古屋検疫所に上席空港検疫看護管理官一人を置く。

（総務課）

（検疫衛生課）

食品監視課
(総務課の所掌事務)

第一百十一条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。
(検疫衛生課の所掌事務)

第一百十二条 検疫衛生課は、第九十九条に規定する事務をつかさどる。
(食品監視課の所掌事務)

第一百十三条 検疫課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことと(検査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(検査課の所掌事務)

第一百十四条 検査課は、第一百二条に規定する事務をつかさどる。
(輸入食品監督官)

第一百十五条 大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

第二 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

（感染症検査監督官）

第一百十六条 名古屋検疫所及び福岡検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

（感染症検査監督官）

第一百十七条 感染症検査監督官は、命を受けて、第八十二条に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

（支所及び出張所の名称及び位置）

第一百十八条 支所及び出張所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（支所長及び出張所長）

第一百十九条 支所及び出張所は、検疫所の所掌事務の一部を分掌する。

第一百二十条 支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。

（検疫調整官）

第一百二十一条 大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水港検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、仙台検疫所青森空港出張所、新潟検疫所新潟空港出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所境出張所、広島検疫所岡山空港出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所敵原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀閑出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

（支所に置く課等）

第一百二十二条 検疫調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する調整に当たる。

一 港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

（支所に置く課等）

第一百二十三条 名古屋検疫所清水港検疫所支所及び福岡検疫所門司検疫所支所に、次の二課及び統括庶務課

（総務課の所掌事務）

第一百二十四条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。
(検疫衛生課の所掌事務)

第一百二十五条 検疫衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 感染症に対する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。)を行うこと。

二 検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うこと。

（食品監視課の所掌事務）

第一百二十六条 検疫衛生課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことをつかさどる。

（感染症検査監督官）

第一百二十七条 検疫衛生課は、命を受けて、第百六条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（輸入食品監督官）

第一百二十八条 小樽検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

第二 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行なう。

（上席空港検疫管理官の職務）

第一百二十九条 支所及び出張所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

（支所長及び出張所長）

第一百三十条 支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。

（検疫調整官）

第一百三十一条 大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水港検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、仙台検疫所青森空港出張所、新潟検疫所新潟空港出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所境出張所、広島検疫所岡山空港出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所敵原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀閑出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

（支所に置く課等）

第一百三十二条 検疫調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する調整に当たる。

一 港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

（支所に置く課等）

第一百三十三条 名古屋検疫所清水港検疫所支所及び福岡検疫所門司検疫所支所に、次の二課及び統括庶務課

（総務課の所掌事務）

第一百三十四条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

（検疫衛生課の所掌事務）

第一百三十五条 検疫衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 感染症に対する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む。)を行うこと。

二 検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うこと。

（食品監視課の所掌事務）

第一百三十六条 検疫衛生課は、命を受けて、第百六条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（感染症検査監督官）

第一百三十七条 検疫衛生課は、命を受けて、第百六条に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（公印の保管、公文書類、会計及び物品に関する事務）

第一百三十八条 公印の保管、公文書類、会計及び物品に関する事務。

（統計に関する事務）

三 前二号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(検疫衛生課又は検疫衛生・食品監視課の所掌事務)

第一百二十三条 検疫衛生課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫(検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む)を行うことをつかさどる。

2 東京検疫所羽田空港検疫所支所の検疫衛生課は、前項に規定する事務のほか、ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

3 検疫衛生・食品監視課は、第一項に規定する事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。

(食品監視課の所掌事務)

第一百二十三条の二 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことをつかさどる。

(統括食品監視官の職務)

第一百二十四条 統括食品監視官は、命を受けて、前条に規定する事務を行う。

第二款 削除

第一百二十五条から第四百七十三条まで 削除

第三款 国立ハンセン病療養所

(国立ハンセン病療養所の名称及び位置)

第四百七十四条 国立ハンセン病療養所の名称及び位置は、別表第三のとおりとする。

(所長及び副所長)

第四百七十五条 国立ハンセン病療養所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、国立ハンセン病療養所の事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、国立ハンセン病療養所の事務を整理する。

(国立療養所多磨全生園に置く部等)

第四百七十五条の一 国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究

検査科及び看護部並びに国立ハンセン病療養所医師確保対策官一人を置く。

(総務部の所掌事務)

第四百七十五条の二 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管及び公文書類に関すること。

二 退所者及び非入所者の入所並びに入所者の厚生及び退所に関すること。

三 医療に関する統計に関すること。

四 診療記録の保管に関すること。

(総務部に置く課)

第四百七十五条の四 総務部に、庶務課及び福祉課を置く。

(庶務課の所掌事務)

第四百七十五条の五 庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(福祉課の所掌事務)

第四百七十五条の六 福祉課は、第四百七十五条の三第一号から第四号に掲げる事務をつかさどる。

(人事部の所掌事務)

第四百七十五条の七 人事部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

二 国立ハンセン病療養所の職員の給与の支給に関する事務の運営の改善及び効率化に関すること。

(人事部に置く課)

第四百七十五条の八 人事部に、人事課及び給与課を置く。

(人事課の所掌事務)

第四百七十五条の九 人事課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の任免、懲戒、服務その他の人事(給与を除く。)に関するこことをつかさどる。

(給与課の所掌事務)

第四百七十五条の十 紙与課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の給与に関するこことを及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(紙与課の所掌事務)

第四百七十五条の十一 経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立ハンセン病療養所に係る経費の予算及び決算に関する企画及び立案並びに調整に関するこ。

二 会計、物品及び営繕に関するこ(次号に掲げるものを除く。)。

三 国立ハンセン病療養所の営繕に関する管理及び調整並びに必要な助言その他の支援に関するこ。

(経理部に置く課)

第四百七十五条の十二 経理部に、会計第一課、会計第二課及び施設管理課を置く。

(会計第一課の所掌事務)

第四百七十五条の十三 会計第一課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計第一課の所掌事務)

第四百七十五条の十四 会計第二課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務のうち、会計及び物品に関するこをつかさどる。

(施設管理課の所掌事務)

第四百七十五条の十五 施設管理課は、第四百七十五条の十一第二号(営繕に係る部分に限る。)及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

(診療科の所掌事務)

第四百七十五条の十六 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 科内の衛生及び取締りに関するこ。

二 診断及び治療に関するこ。

(薬剤科の所掌事務)

第四百七十五条の十七 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関するこをつかさどる。

(研究検査科の所掌事務)

第四百七十五条の十八 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医療の向上に寄与する研究に関するこ。

二 化学的検査、細胞学的検査、病理学的検査その他医学的検査に関するこ。

(看護部の所掌事務)

第四百七十五条の十九 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関するこをつかさどる。

(国立ハンセン病療養所医師確保対策官の所掌事務)

第四百七十五条の二十 国立ハンセン病療養所医師確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。

一 国立ハンセン病療養所の医師の確保に関する企画及び立案並びに調整に関するこ。

二 国立ハンセン病療養所の医師の教養及び訓練に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
 (国立療養所長島愛生園等に置く部等)

第四百七十六条 国立療養所長島愛生園、国立療養所菊池恵楓園、国立療養所星塚敬愛園及び国立療養所沖縄愛樂園に、事務部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。
 (事務部の所掌事務)

第四百七十七条 事務部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

(事務部に置く課)
第四百七十八条 事務部に、庶務課、会計課及び福祉課を置く。
 (庶務課の所掌事務)

第四百七十九条 庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号並びに第四百七十五条の七第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第四百八十条 会計課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(福祉課の所掌事務)

第四百八十二条 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
 (診療科の所掌事務)

第四百八十三条 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他の衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関する事をつかさどる。
 (薬剤科の所掌事務)

第四百八十四条 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
 (研究検査科の所掌事務)

第四百八十五条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関する事をつかさどる。

第四百八十六条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関する事をつかさどる。
 (看護部の所掌事務)

第四百八十七条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関する事をつかさどる。

(国立古南静園に、庶務課、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護課を置く。)
 (庶務課の所掌事務)

第四百八十八条 庶務課は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

(診療科の所掌事務)

第四百八十九条 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

る事務をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)	
第四百九十条	薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十三条に規定する事務をつかさどる。
第四百九一条	研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十四条各号に規定する事務をつかさどる。
第四百九十二条	看護課は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十五条に規定する事務をつかさどる。
第四百九十三条	看護課の長を総看護師長とする。
第四百九十四条	看護課の長を看護師養成所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称	位置
国立療養所多磨全生園附属看護学校	東村山市
看護師養成所は、国立ハンセン病療養所に、看護師養成所を置く。	瀬戸内市
3	看護師養成所は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護師の養成を行うことをつかさどる。
4	看護師養成所に、所長を置く。
第四款	国立医薬品食品衛生研究所
(国立医薬品食品衛生研究所の位置)	
第四百九十五条	国立医薬品食品衛生研究所は、神奈川県に置く。
(所長及び副所長)	
第四百九十六条	国立医薬品食品衛生研究所に、所長及び副所長一人を置く。
2	所長は、国立医薬品食品衛生研究所の事務を掌理する。
3	副所長は、所長を助け、国立医薬品食品衛生研究所の事務を整理する。
(企画調整主幹)	
第四百九十七条	国立医薬品食品衛生研究所に、企画調整主幹一人を置く。
2	企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行つ。
一	国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。
二	並びに調整に関する事務を行つ。
一	国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案
二	並びに調整に関する事務を行つ。
(国立医薬品食品衛生研究所に置く部等)	
第四百九十八条	国立医薬品食品衛生研究所に、次の十六部及び安全性生物試験研究センターを置く。
生物薬品部	
生薬部	
再生・細胞医療製品部	
遺伝子医薬部	
医療機器部	
生活衛生化学部	
食品部	
食品添加物部	

<p>第五百九条 (医療機器部の所掌事務)</p> <p>第五百十条 医療機器部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医療機器（再生・細胞医療製品部の所掌に係るものをお除く。）その他衛生用品及びこれらの材料の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(生活衛生化学部の所掌事務)</p> <p>第五百十二条 生活衛生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、室内空気、上水、環境水、大気、水道用品、水道資機材及び水道薬品並びにこれらに含まれる環境汚染物及び自然発生物質に関する試験及び検査並びに化粧品、化粧品原料及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びに家庭用具に含まれる有害物質に関する試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品部の所掌事務)</p> <p>第五百十三条 食品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、食品等、食品汚染物及び化学性食中毒検体の試験及び検査（栄養生理学的試験及び検査を除く。）並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品添加物部の所掌事務)</p> <p>第五百十四条 食品添加物部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、添加物、器具、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品衛生管理部の所掌事務)</p> <p>第五百十五条 有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究並びに放射線医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(生化学部の所掌事務)</p> <p>第五百十六条 生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の生化学的試験及び放射線の安全管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(安全情報部の所掌事務)</p> <p>第五百十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供並びにこれらに必要な情報の調査及び研究を行うこと。 二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌及び情報誌の編集及び頒布に関すること。 <p>(医薬安全科学部の所掌事務)</p> <p>第五百十八条 医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。</p>	<p>第五百九条 衛生微生物部</p> <p>第五十条 有機化学部</p> <p>第五十一条 生化部</p> <p>第五十二条 安全情報部</p> <p>第五十三条 医薬安全科学部</p>
---	---

		一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。
	二 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。	
	（安全性生物試験研究センターの所掌事務）	第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
		一 関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うこと。
		二 関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと。
		三 関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。
		四 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。
		（安全性生物試験研究センターに置く部等）
	第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。	第五百二十一条 毒性部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。
		（薬理部の所掌事務）
		第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと（安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
		（病理部の所掌事務）
	第五百二十三条 病理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の病理学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。	第五百二十四条 ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。
		（安全性予測評価部の所掌事務）
	第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びに必要な研究を行うことをつかさどる。	第五百二十六条 第五百三十五条まで 削除
	第五款 国立保健医療科学院	（国立保健医療科学院の位置）
第五百三十六条 国立保健医療科学院は、埼玉県に置く。		

一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行ふこと。

二 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターの所掌事務）

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うこと。

二 関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと。

三 関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。

四 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターに置く部等）

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

第五百二十一条 毒性部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（薬理部の所掌事務）

第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと（安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（病理部の所掌事務）

第五百二十三条 病理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の病理学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。

（ゲノム安全科学部の所掌事務）

第五百二十四条 ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。

（安全性予測評価部の所掌事務）

第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びに必要な研究を行うことをつかさどる。

（第五百二十六条から第五百三十五条まで 削除）

第五百二十六条 第五百三十五条まで 削除

（第五百二十六条から第五百三十五条まで 削除）

第五百二十七条 （院長及び次長）

一 院長は、国立保健医療科学院に、院長及び次長一人を置く。

二 院長は、国立保健医療科学院の事務を掌理する。

三 次長は、院長を助け、国立保健医療科学院の事務を整理する。

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

一 企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

二 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

三 総括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

一 総括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する専門的事項の総括に関する事務を行う。

二 公衆衛生政策研究部

三 生涯健康研究部

四 医療・福祉サービス研究部

五 生活環境研究部

六 健康危機管理研究部

（総務部に置く課）

第五百四十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務。

二 養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する庶務。

三 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。

四 前二号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（総務部に置く課）

第五百四十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管及び公文書類に関する事務。

二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（会計課の所掌事務）

第五百四十三条 会計課は、会計、物品及び營繕に関する事務をつかさどる。

（研修・業務課の所掌事務）

第五百四十四条 研修・業務課は、養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うことをつかさどる。

(疫学・統計研究部の所掌事務)

第五百四十五条 疫学・統計研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する疫学・統計を用いた科学的評価及び疫学・統計的高度利用に係るものをつけさどる。

第五百四十六条 公衆衛生政策研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する政策の社会への実装及び社会全体への影響の評価に係るもの（保健医療情報政策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつけさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）
第五百四十七条 生涯健康研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる疾病及び障害の予防、健康の保持及び増進並びに保健指導に係るものをつけさどる。
第五百四十八条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する政策の社会への実装及び社会全体への影響の評価に係るもの（保健医療情報政策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつけさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）
第五百四十九条 生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつけさどる。

第五百五十条 健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつけさどる。
第五百五十一条 保健医療情報政策研究センターの所掌事務
第五百五十二条 保健医療情報政策研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供並びにこれらに関する政策の社会への実装の推進に係るものをつけさどる。
第五百五十三条 保健医療経済評価研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療性、効率性及び有効性の観点から保健医療に関する評価に係るものをつけさどる。
第五百五十三条から五百六十条まで 削除

第六款 国立社会保障・人口問題研究所
（国立社会保障・人口問題研究所の位置）
第五百六十二条 国立社会保障・人口問題研究所は、東京都に置く。
（所長及び副所長）
第五百六十三条 国立社会保障・人口問題研究所に、所長及び副所長一人を置く。
2 所長は、国立社会保障・人口問題研究所の事務を掌理する。
3 副所長は、所長を助け、国立社会保障・人口問題研究所の事務を整理する。
（政策研究調整官）

第五百六十四条 国立社会保障・人口問題研究所に、総務課及び次の七部を置く。
企画部
国際関係部
情報調査分析部
社会保障基礎理論研究部
社会保障応用分析研究部
評議員会
評議員会の運営に關し必要な事項は、評議員会において別に定める。

人口構造研究部

人口動向研究部

（総務課の所掌事務）

第五百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び當繕に關すること。
二 前号に掲げるもののほか、国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務で他の所掌に属するものに關すること。

（企画部の所掌事務）

第五百六十六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に關する企画及び立案並びに調整（政策研究調整官の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
二 社会保障及び人口問題に關する調査及び研究を行うこと（政策研究調整官及び他部の所掌に属するものを除く。）。

（国際関係部の所掌事務）

第五百六十七条 国際関係部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海外の社会保障及び人口問題に關する調査及び研究を行うこと。
二 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る国際協力に關すること。

（情報調査分析部の所掌事務）

第五百六十八条 情報調査分析部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を行うこと。
二 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る統計データベースの開発及び管理を行うこと。

（社会保障基礎理論研究部の所掌事務）

第五百六十九条 社会保障基礎理論研究部は、社会保障の機能、経済社会構造との関係その他の社会保障の基礎理論に關する調査及び研究を行ふことをつかさどる。

（社会保障応用分析研究部の所掌事務）

第五百七十条 社会保障応用分析研究部は、社会保障の応用及び分析に關する実証的調査及び研究を行うことをつかさどる。

（人口構造研究部の所掌事務）

第五百七十二条 人口構造研究部は、人口の基本構造、移動及び地域分布並びに世帯その他の家族の構造並びにこれらの変動に關する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（人口動向研究部の所掌事務）

第五百七十三条 人口動向研究部は、出生力及び死亡構造の動向並びに家庭機能の変化並びにこれらとの要因に關する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（評議員会）

第五百七十三条 国立社会保障・人口問題研究所に、評議員会を置く。

2 評議員会は、国立社会保障・人口問題研究所の調査研究活動全般の基本方針その他の重要な事項について、所長に助言する。

3 評議員会は、評議員十人以内で組織し、評議員は、学識経験のある者のうちから、所長の推薦の調査及び研究、これらに關する調整並びにこれらの成果の普及を行う。（国立社会保障・人口問題研究所に置く部等）

4 評議員の任期は、二年とし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

評議員は、非常勤とする。

評議員会の運営に關し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第七款 国立感染症研究所
(国立感染症研究所の位置)

第五百七十四条 国立感染症研究所は、東京都に置く。

(所長及び副所長)

第五百七十五条 国立感染症研究所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、国立感染症研究所の事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、国立感染症研究所の事務を整理する。

第五百七十六条 削除
(国立感染症研究所に置く部)

第五百七十七条 国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター、次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。

究センター及び品質管理研究センターを置く。
（総務部）

ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医学部
獣医学部
国際協力室

(総務部の所掌事務)

第五百七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関する事務を行ふこと。
- 二 調査及び研究、試験、検査、検定並びに製造に関する事務を行ふこと。
- 三 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(総務部に置く課)

第五百七十九条 総務部に、次の六課を置く。

総務課
人事課
会計課
調整課
業務管理課
施設管理課

(総務課の所掌事務)

第五百八十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 公印の保管及び公文書類に関する事務(調整課及び業務管理課の所掌に属するものを除く)。
- 二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。

三 前一号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(人事課の所掌事務)

第五百八十二条 人事課は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第五百八十三条 会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務(業務管理課及び施設管理課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(調整課の所掌事務)

第五百八十四条 調整課は、調査及び研究に関する庶務を行ふことをつかさどる。

(ウイルス第一部の所掌事務)

第五百八十五条 ウィルス第一部は、出血熱ウイルス、節足動物媒介性ウイルス、神経系ウイルス、ヒトヘルペスウイルス、リケッチア及びクラミジアに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものと除く)に関する事務を行ふ。

第五百八十六条 ウィルス第二部は、腸管感染ウイルス、腫瘍ウイルス及び肝炎ウイルスに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものと除く)に関する事務を行ふ。

第五百八十七条 ウィルス第三部は、ウイルス第一部の所掌に属するものを除く。

(ウイルス第二部の所掌事務)

第五百八十八条 ウィルス第二部は、腸管感染ウイルス、腫瘍ウイルス及び肝炎ウイルスに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものと除く)に関する事務を行ふ。

(ウイルス第三部の所掌事務)

第五百八十九条 ウィルス第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 発疹性ウイルスに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るものと除く)に関する事務。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと(他部の所掌に属するものを除く)。

(ウイルス第三部の所掌事務)

第五百九十条 ウィルス第三部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 腺腎感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関する事務をつかさどる。
- 二 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに必要な科学的調査及び研究を行ふこと(他部の所掌に属するものを除く))。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌ワクチン及び細菌感染症診断薬に限る。）
抗生物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）並びに消毒剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（細菌第一部の所掌事務）

第五百八十七条 細菌第一部は、呼吸器系細菌感染症、毒素産生細菌感染症及び日和見感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌製剤及び抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（寄生動物部の所掌事務）

第五百八十八条 寄生動物部は、寄生性の原虫、線虫、吸虫及び条虫類に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（免疫診断製剤に限る。）及び殺虫剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染病理部の所掌事務）

第五百八十九条 感染病理部は、感染症その他の特定疾病（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに起因する感染症を除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予防衛生に関する病理解剖学的及び病理組織学的調査及び研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（病理学的検査に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第五百九十条 削除

（真菌部の所掌事務）

第五百九十二条 真菌部は、真菌に起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。
- 二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第五百九十三条 細胞化学部は、人体に対する有害な昆虫類、ダニ類その他の動物（寄生性の原虫、線虫、吸虫及び条虫類を除く。）に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する殺虫剤及び殺虫剤の生物学的検査及び試験的製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 三 医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（昆虫医科学部の所掌事務）

第五百九十四条 昆虫医科学部は、人体に対する有害な昆虫類、ダニ類その他の動物（寄生性の原

- 虫、線虫、吸虫及び条虫類を除く。）に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。
- 二 予防、治療及び診断に関する殺虫剤及び殺虫剤の生物学的検査及び試験的製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。
- 三 医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第五百九十五条 獣医学部は、動物由来感染症に関して、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うことをつかさどる。

第五百九十五条及び第五百九十六条 削除

（国際協力室の所掌事務）

第五百九十七条 国際協力室は、国立感染症研究所の所掌事務に係る国際的な調査及び研究の調整を行ふことをつかさどる。

第五百九十八条 削除

（研究企画調整センターの所掌事務）

第五百九十九条 研究企画調整センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定期の企画及び立案並びに調整を行うこと。
- 二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整を行うこと。

（感染症疫学センターの所掌事務）

第六百条 感染症疫学センターは、感染症その他の特定疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予防衛生に関し、情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに疫学に関する研究及び講習（実地疫学研究センターの所掌に属するものを除く。）を行うこと。
- 二 血清の収集、保存及び検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

（エイズ研究センターの所掌事務）

第六百一条 エイズ研究センターは、ヒト免疫不全ウイルスその他レトロウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の研究（これらに関するレトロウイルス業務を含む。）及び講習（実地疫学研究センターの所掌に属するものを除く。）を行うこと。
- 二 血清の収集、保存及び検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（病原体ゲノム解析研究センターの所掌事務）

第六百二条 病原体ゲノム解析研究センターは、国立感染症研究所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 遺伝子の探索及び解析に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 病原体ゲノムに関し、情報の収集及び解析並びにこれらに結果の提供並びに調査及び研究を行うこと。

（病原体ゲノム解析研究センターの所掌事務）

第六百三条 病原体ゲノム解析研究センターは、国立感染症研究所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（肝炎ウイルスを除く小型DNAウイルスの構造蛋白質を抗原とするワクチンに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 遺伝子の探索及び解析に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）に関すること。

（インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターの所掌事務）

第六百三条 インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターは、インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルスに起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）に関すること。
- 二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（サイトカイン及びケモカインに係るものに限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらに医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センターの所掌事務）

第六百四条 獣医学部は、動物由来感染症に関して、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うことをつかさどる。

(薬剤耐性研究センターの所掌事務)
第六百三条の二 薬剤耐性研究センターは、薬剤耐性病原体に起因する感染症（ウイルスに係るもの）を除く。)に関する事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染症危機管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の三 感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 感染症その他の特定疾病的危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

（治療薬・ワクチン開発研究センターの所掌事務）
第六百三条の四 治療薬・ワクチン開発研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふこと。

一 予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（実地疫学研究センターの所掌事務）
第六百三条の五 実地疫学研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。

一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（実地疫学研究センターの所掌事務）
第六百三条の六 次世代生物学的製剤研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。

一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤の生物学的検査及び検定（異常毒性否定試験、発熱試験、及び化学試験に係る部分に限る。）並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（次世代生物学的製剤研究センターの所掌事務）
第六百三条の七 安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

（安全管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の八 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二 医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

三 研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（品質管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の九 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二 感染症その他の特定疾病的予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 感染症その他の特定疾病的検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（支所の名称及び位置）
第六百四条 国立感染症研究所支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ハンセン病研究センター	東村山市

（支所の所掌事務）
第六百五条 ハンセン病研究センターは、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。

（支所長）
第六百六条 支所に、支所長を置く。

第六百七条から第六百十一条まで 削除
（ハンセン病研究センターに置く課等）
第六百十二条 削除
（支所の所掌事務）
第六百十三条 削除
（庶務課の所掌事務）
第六百十四条 削除
（庶務課）
第六百十五条 削除
（公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務）
第六百十六条 削除
（前号に掲げるもののほか、ハンセン病研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務）
（感染制御部の所掌事務）
第六百十七条 削除
（感染制御部は、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。）
第六百十八条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターの位置）
第六百十九条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターは、埼玉県に置く。）
第六百二十条 削除
（総長）
第六百二十一 条
第六百二十二条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターの事務を掌理する。）
第六百二十三条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターに、総長を置く。）
第六百二十四条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターに置く部等）
第六百二十五条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターに、管理部、企画・情報部、自立支援局、病院、研究所及び学院を置く。）
第六百二十六条 削除
（管理部の所掌事務）
第六百二十七条 削除
（施設の所掌に属するものを除く。）
第六百二十八条 削除
（国立障害者リハビリテーションセンターに置く部等）
第六百二十九条 削除
（職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務）
第六百三十条 削除
（利用者及び入院患者の給食に関する事務）
第六百三十二条 削除
（患者の入退院及び入院患者の厚生に関する事務）
第六百三十三条 削除
（医療に関する統計に関する事務）
第六百三十四条 削除
（診療記録の保管に関する事務）

六 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管理部に置く課)

第六百二十七条 管理部に、次の三課を置く。

(総務課)

会計課

医事管理課

(総務課の所掌事務)

第六百二十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管及び公文書類に関する事。

二 利用者及び入院患者の給食に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(会計課の所掌事務)

第六百二十九条 会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務をつかさどる。

(医事管理課の所掌事務)

第六百三十一条 医事管理課は、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 患者の入退院及び入院患者の厚生に関する事。

二 医療に関する統計に関する事。

三 診療記録の保管に関する事。

四 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関する事。

(企画・情報部の所掌事務)

第六百三十二条 企画・情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事。

二 障害者のリハビリテーションに関する情報の収集、提供等に関する事。

三 診療記録の保管に関する企画・情報部の所掌事務等

(企画・情報部の所掌事務)

第六百三十三条 企画・情報部に、次の二課、高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援センターを置く。

企画課

情報システム課

(企画課の所掌事務)

第六百三十四条 企画課は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に

関する事務をつかさどる(自立支援局の所掌に属するものを除く)。

(情報システム課の所掌事務)

第六百三十五条 情報システム課は、障害者のリハビリテーションに関する情報の収集及び提

供に関する事務をつかさどる(高次脳機能障害情報・支援センター及び発達障害情報・支援セン

ターの所掌に属するものを除く)。

(高次脳機能障害情報・支援センターの所掌事務)

第六百三十六条 高次脳機能障害情報・支援センターは、障害者のリハビリテーションに関する

情報を収集及び分析並びにこれらの結果の提供並びに調査及び研究を行うことをつかさど

る(発達障害情報・支援センターの所掌事務)

第六百三十七条 発達障害情報・支援センターは、障害者のリハビリテーションに関する情報を収集及び分析並びにこれら

の結果の提供並びに調査及び研究を行うことをつかさどる。

(自立支援局の所掌事務)

第六百三十二条 自立支援局は、障害者のリハビリテーションに関し、相談、訓練及び支援を行ふことをつかさどる。

(自立支援局長)

第六百三十三条 自立支援局に、自立支援局長を置く。

2 自立支援局長は、自立支援局の事務を掌理する。

(自立支援局に置く部)

第六百三十四条 自立支援局に、次の四部を置く。

第一自立訓練部

第二自立訓練部

第三自立訓練部

第四自立訓練部

(総合相談支援部の所掌事務)

第六百三十五条 総合相談支援部は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援の方針に関する企画及び立案並びに調整に関する事。

二 治療、相談及び支援に関する事。(第一自立訓練部及び理療教育・就労支援部の所掌に属するものを除く)。

三 前二号に掲げるもののほか、自立支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(総合相談支援部に置く課)

第六百三十六条 総合相談支援部に、次の四課を置く。

支援企画課

総合相談課

医務課

(支援企画課の所掌事務)

第六百三十七条 支援企画課は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関する事。

(総合相談課の所掌事務)

第六百三十八条 総合相談課は、障害者のリハビリテーションに関する相談を行うことをつかさどる。

(総合支援課の所掌事務)

第六百三十九条 総合支援課は、障害者のリハビリテーションに関する支援の方針に関する企画及び立案並びに調整に関する事。

(医務課の所掌事務)

第六百三十九条の二 医務課は、障害者のリハビリテーションに関する事。

(第一自立訓練部の所掌事務)

第六百四十一条 第一自立訓練部は、視覚障害者又は精神に障害のある者のリハビリテーションに関し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。

(第一 自立訓練部に置く課)

第六百四十二条 視覚機能訓練課は、視覚障害者の身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。
 (生活訓練課の所掌事務)

第六百四十三条 生活訓練課は、精神に障害のある者の生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。
 (第一自立訓練部の所掌事務)

第六百四十三条の二 第二自立訓練部は、重度の身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するもの)をいう以下この款において同じ。のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

二 主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。

(第一自立訓練部に置く課)

第六百四十三条の三 第二自立訓練部に、肢体機能訓練課を置く。

第六百四十三条の四 肢体機能訓練課は、第六百四十三条の二各号に規定する事務をつかさどる。(理療教育・就労支援部の所掌事務)

第六百四十四条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練に関すること。

(理療教育・就労支援部に置く課等)

第六百四十五条 理療教育・就労支援部に、次の二課及び教務統括官一人を置く。

就労移行支援課
理療教育課

(就労移行支援課の所掌事務)

第六百四十六条 就労移行支援課は、第六百四十四条(第一号を除く。)に規定する事務をつかさどる。

(理療教育課の所掌事務)

第六百四十七条 理療教育課は、視覚障害者の理療教育に関する事務をつかさどる。

(教務統括官の職務)

第六百四十八条 教務統括官は、命を受けて、理療教育・就労支援部の所掌事務のうち、視覚障害者の理療教育に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。(自立支援局に置く施設)

第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。

国立光明寮
国立保養所
国立福祉型障害児入所施設

(国立光明寮の所掌事務)
第六百五十一条 国立光明寮は、視覚障害者のリハビリテーションに関し、理療教育、訓練及び支援を行ふことをつかさどる。
 (国立光明寮の名称及び位置)

第六百五十一条 国立光明寮の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称
函館視力障害センター
神戸視力障害センター
福岡視力障害センター

位置
函館市
神戸市
福岡市

(寮長)

第六百五十二条 国立光明寮に、寮長を置く。

2 寮長は、国立光明寮の事務を掌理する。

(国立光明寮に置く課)

第六百五十三条 国立光明寮に、次の三課を置く。

教務課
支援課

(庶務課の所掌事務)

第六百五十四条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務。

二 利用者の給食に関する事務。

三 前二号に掲げるもののほか、国立光明寮の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

四 前二号に掲げるもののほか、国立光明寮の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

五 前二号に掲げるもののほか、国立光明寮の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(支援課の所掌事務)

第六百五十五条 支援課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関する事務。

二 主として夜間ににおける生活等の相談に関する事務。

三 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関する事務。

四 求職活動に関する支援及び職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な訓練に関する事務。

五 理療に関する施術所の開設及び経営に関する事務。

(教務課の所掌事務)

第六百五十六条 教務課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 理療教育に関する事務。

二 視覚障害者の職業に関する調査及び研究に関する事務。(研究所の所掌に属するものを除く。)

(国立保養所の所掌事務)

第六百五十七条 国立保養所は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 重度の身体障害者のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと。

二 戰傷病者を入所させ、医学的管理の下に、その保養を行うこと。

(国立保養所の名称及び位置)

第六百五十八条 国立保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 (所長) 別府重度障害者センター	位置 別府市
---------------------------	-----------

第六百五十九条 国立保養所に、所長を置く。

2 所長は、国立保養所の事務を掌理する。

(国立保養所に置く課)

第六百六十条 国立保養所に、次の三課を置く。

医務課

支援課
(庶務課の所掌事務)

第六百六十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 利用者の給食に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立保養所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(医務課の所掌事務)

第六百六十三条 医務課は、国立保養所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 診療及び看護に関すること。

二 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

三 主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。

四 調剤及び製剤その他保健衛生に関すること。

(支援課の所掌事務)

第六百六十三条 支援課は、国立保養所の所掌事務のうち、日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関するなどをつかさどる。

(国立福祉型障害児入所施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立福祉型障害児入所施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む)、口がきけない者等である障害児であつて、児童福祉法第二十四条の三

第四項の入所給付決定に係るもの又は同法第二十七条规定第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。

二 障害児の保護及び指導を行うこと(前号に掲げるものを除く)。

三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に

おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により

障害児施設給付費等を支給することができる」とされた者を入れさせ、その支援を行うこと。

四 全国の福祉型障害児入所施設における障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行ふこと。

第六百六十五条 国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置

(国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置)

名称
(施設長及び次長)
第六百六十六条 国立福祉型障害児入所施設に、施設長及び次長一人を置く。

2 施設長は、国立福祉型障害児入所施設の事務を掌理する。

3 次長は、施設長を助け、国立福祉型障害児入所施設の事務を整理する。

(国立福祉型障害児入所施設に置く課)

第六百六十七条 国立福祉型障害児入所施設に、次の四課を置く。

地域支援課
地域移行推進課
療育支援課

(庶務課の所掌事務)
第六百六十八条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 障害児及び第六百六十四条第二号に掲げる者(以下「障害児等」という。)の給食に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(地域支援課の所掌事務)

第六百六十九条 地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 障害児等の入退所に関すること(地域移行推進課の所掌に属するものを除く)。

二 障害児等の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地域社会との交流に関すること。

三 障害児等の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること。

四 障害児等の保護及び指導に從事する職員の養成及び研修(実習に限る。)に関すること。

五 障害児等の地域支援に関すること。

六 障害児等の地域支援に関すること。

(地域移行推進課の所掌事務)

第六百七十一条 地域移行推進課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の地域における生活に移行するための支援に関する事をつかさどる。

(療育支援課の所掌事務)

第六百七十二条 療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関すること。

二 障害児等の治療教育及び保健衛生に関すること。

三 削除

(病院の所掌事務)

第六百七十三条 病院は、障害者のリハビリテーションに関し、治療を行うことをつかさどる。

(病院長及び副院長)

第六百七十四条 病院に、病院長及び副院長一人を置く。

2 病院長は、病院の事務を掌理する。

3 副院長は、病院長を助け、病院の事務を整理する。

(病院に置く部等)
第六百七十五条 病院に、次の五部、薬剤科、看護部及び障害者健康増進・運動医科学支援センターを置く。

第一診療部
第二診療部
第三診療部
リハビリテーション部
臨床研究開発部

第六百七十六条 第一診療部は、病院の所掌事務のうち、主として神経機能、運動機能及び代謝機能系疾患に係る診療並びに医学的検査に関する事をつかさどる。

(第一診療部の所掌事務)

第六百七十七条 第二診療部は、病院の所掌事務のうち、主として感覚機能及び泌尿生殖機能系疾患に係る診療に関する事をつかさどる。

(第二診療部の所掌事務)

第六百七十七条の二 第三診療部は、病院の所掌事務のうち、主として児童の精神機能系疾患及び発達障害に係る診療に関する事をつかさどる。

(第三診療部の所掌事務)

（庶務課の所掌事務）

(リハビリテーション部の所掌事務)

第六百七十八条 リハビリテーション部は、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 理学療法、作業療法、運動療法、言語聴覚療法及び視能訓練による患者のリハビリテーションを行うこと。

二 心理検査及び心理療法並びに義肢装具の適合訓練を行うこと。

(臨床研究開発部の所掌事務)

第六百七十九条 臨床研究開発部は、病院の所掌事務のうち、診療及び機能回復訓練に関する技術の開発並びに臨床研究に関すること(研究所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

第六百八十一条 薬剤科は、病院の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤並びに医薬品に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

(看護部の所掌事務)

第六百八十二条 看護部は、病院の所掌事務のうち、看護に関する事務をつかさどる。

(障害者健康増進・運動医学支援センター)

第六百八十三条 障害者健康増進・運動医学支援センターは、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医学の知見を活用した支援を行うこと。

(研究所の所掌事務)

第六百八十四条 研究所は、障害者のリハビリテーションに関し、調査及び研究を行うことをつかさどる。

(研究所長)

第六百八十五条 研究所に、研究所長を置く。

2 研究所長は、研究所の事務を掌理する。

(研究所に置く部等)

第六百八十六条 研究所に、次の七部及び企画調整官一人を置く。

1 脳機能系障害研究部

2 運動機能系障害研究部

3 感覚機能系障害研究部

4 福祉機器開発部

5 障害工学研究部

6 障害福祉研究部

7 義肢装具技術研究部

(脳機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十七条 脳機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、脳機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(運動機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十八条 運動機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、運動機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(感覚機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十九条 感覚機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、感覚機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第六百九十条 福祉機器開発部は、障害者のリハビリテーションに関し、機能障害に関する生体工学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

第六百九十三条 福祉機器開発部は、障害者のリハビリテーションに関し、機能障害に関する生体工学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(障害福祉研究部の所掌事務)

第六百九十二条 障害福祉研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、社会適応に関する社会学的及び心理学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(義肢装具技術研究部の所掌事務)

第六百九十三条 義肢装具技術研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、義肢装具の製作及び修理のための技術に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

(企画調整官の職務)

第六百九十四条 企画調整官は、命を受けて、研究所の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(学院の所掌事務)

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。

2 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと(国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。)。

(学院長及び主幹)

第六百九十六条 学院に、学院長及び主幹一人を置く。

2 学院長は、学院の事務を掌理する。

3 主幹は、学院長を助け、学院の事務を整理する。

第六百九十七条から第七百五条まで 削除

第三節 地方支分部局

第一款 地方厚生局

(地方厚生局の管轄区域の特例)

第七百五条の二 厚生労働大臣は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第二 厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができるものである。

第三 厚生労働大臣は、第七百七条第一項第二十二号、第二十三号及び第二十五号から第二十八号までに掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第四 厚生労働大臣は、第七百八条各号に掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第五 厚生労働大臣は、第七百七条第一項第二十二号、第二十三号及び第二十五号から第二十八号までに掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第六 地方厚生局に、それぞれ総務管理官一人を置く。

第七百六条 地方厚生局に、それぞれ総務管理官一人を置く。

2 総務管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(指導総括管理官)

第七百六条の二 地方厚生局に、それぞれ指導総括管理官一人(関東信越厚生局にあつては、二人)を置く。

2 指導総括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務(管理課、医療課、調査課、指導監査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するものに限る。)の所掌に属するものに限る。)に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

五十五 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十一条第一項に規定する保護施設については、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関すること。

五十六 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関するること。

五十七 削除

五十八 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。

五十九 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の監督に関すること。

六十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）に関すること。

六十三 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十一条の規定による名簿の受理に関すること。

六十四 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

六十五 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十七 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十九及び七十 削除

七十一 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

七十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号。以下「医療観察法」という。）第六条第二項の精神保健判定医及び医療觀察法第十五条第一項の精神保健參與員に関すること。

七十三 医療觀察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療觀察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。

七十四 医療觀察法第四十三条第三項（医療觀察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療觀察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療觀察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療觀察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。

七十五 地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。

七十六 削除

七十七 健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。

七十八 の二 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

七十九 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

八十 健康保険組合の行う業務の監督に関すること。

八十一 国民年金基金の監督に関すること。

八十二 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

八十三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること。

八十四 地方厚生局に置く事務

第七百八条 麻薬取締部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること。

二 麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として行う職務の実施に関すること。

三 麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関すること。

四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りの実施に関すること。

（地方厚生局に置く事務）

第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

一 総務課

企画調整課
年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課

二 管理課

医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）

三 第七百十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 地方厚生局の機構及び定員に関すること。

三 地方厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 地方厚生局の機構及び定員に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 地方厚生局の保有する情報の公開に関すること。

七 地方厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。

八 地方厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。

九 地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十 地方厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十一 庁内の管理に関すること。

十二 地方厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十三 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、

診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、地方厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画調整課の所掌事務）

第七百十条の二 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する事務。

二 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関する事務。

三 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務（技術的事項に関する事務を除く。）。

四 地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、

調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関する事務。

二 日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）第一百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十二条の二の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関する事務。

三 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これら法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関する事務。

四 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関する結果の報告に関する事務。

五 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関する事務。

六 日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適當となつた場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関する事務。

七 前六号に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事務。

八 健康保険料等の納付の猶予等に関する事務。

九 社会保険労務士に関する事務（社会保険労務士法別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

十 年金委員に関する事務。

十一 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に関する事務。

十二 国民年金法第三百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関する事務。

十三 国民年金法第三百九条の二第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関する事務。

十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。

活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関する事務。

十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十一 社会保険労務士に関する事務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

十二 年金委員に関する事務。

十三 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に関する事務。

十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。

十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

- 十五 政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に關すること
 (社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に關することを除く)。
 (年金審査課の所掌事務)
- 第七百十条の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に關する記録の訂正の請求に關すること並びにこれに關する調査に關すること。
 - 二 地方年金記録訂正審議会の庶務に關すること。
 - (管理課の所掌事務)
- 第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に關すること。
 - 二 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五第一項第一号並びに法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に關すること。
 - 三 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に關すること。
 - 四 後期高齢者医療制度において市町村が處理する事務についての指導に關すること。
 - 五 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に關すること。
 - 六 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務(介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。)についての指導に關すること。
 - 七 社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。)の監督に關すること。
 - 八 指導監査課(北海道厚生局にあつては、医療課及び地方厚生局の管轄区域内の分室(第七百三十五条の一に規定するもの(関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。)に限る。)の所掌事務の運営に關すること)。
 - (医療課の所掌事務)
- 第七百十条の四 北海道厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 医療監視員に關すること。
 - 二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十号)第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。
 - 四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。
 - (地域医療保険監査指導官)
- 第七百十条の五 東海北陸厚生局及び九州厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官三人(東海北陸厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、九州厚生局にあつては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、東北厚生局、関東信越厚生局及び近畿厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、北海道厚生局及び中国四国厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官一人を置く。**
- 第七百十条の六 地域医療保険監査指導官は、命を受けて、第七百十条の三第三号から第六号までに掲げる事務を行ふ。**
- 一 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 二 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行ふ必要があると認めた特定事項に關する監督に關すること。
 - 三 次に掲げる事務(医療課の所掌に属するものを除く。)のうち、地方厚生局長が必要あると認めた特定事項に關すること。
 - イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - ロ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業訴訟に關する事務の調整に關すること。

- 第七百十条の四の二 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に關する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に關すること。
 - 二 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に關すること。
- 第七百十条の五 調査課は、次に掲げる事務を行ふ。**
- 一 (調査課の所掌事務)
 - 二 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に關する総合調整に關すること。
- 第七百十条の六 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 (調査課の所掌事務)
 - 二 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に關する総合調整に關すること。
- 第七百十条の七 指導監査課は、次に掲げる事務のうち、地方厚生局の所在する府県の区域に係るものを行ふ。**
- 一 医療監視員に關すること。
 - 二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行ふこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。
- 第七百十条の八 東海北陸厚生局及び九州厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官三人(東海北陸厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、九州厚生局にあつては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、東北厚生局、関東信越厚生局及び近畿厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、北海道厚生局及び中国四国厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官一人を置く。**
- 第七百十条の九 (上席医療指導監視監査官)**
- 第七百十条の九 医療課に、上席医療指導監視監査官二人(北海道厚生局にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、東北厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2 上席医療指導監視監査官は、北海道厚生局にあつては、命を受けて、第七百十条の四第一項各号に掲げる事務を、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあっては、命を受けて、第七百十条の四第二項各号に掲げる事務を行う。

第七百十一条 健康福祉部に置く課等

(健康福祉部に置く課等)

第七百十二条 健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

医事課

薬事監視指導課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

食品衛生課

地域包括ケア推進課

企業年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

保険課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

保険年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局を除く。）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に係ること。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に係る厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に係ること（これらの事業の監督に関する事務に限る。）。

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の監督、同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）及び同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関する事務。

三の二 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定及び監督に関する事務。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関する事務。

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十四項に規定する三種病原体等又は同条第二十五項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関する事務。

六 クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関する事務。

七 クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する事務。

八 削除
八の二 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関する事務。

九 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関する事務。

十 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する事務。

十一 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事務。

十二 主任児童委員の指名に関する事務。

十三 削除

十四 母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関する事務。

十五から十八まで 削除

十九 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関する事務。

二十 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関する事務。

二十一 削除

二十二 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関する事務。

二十二の二 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十二の三 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十二の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関する事務。

二十二の五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）に関する事務。

二十二の六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関する事務。

二十二の七 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関する事務。

二十三 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事務。

二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事務。

二十四の二 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。

二十五の二 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十五の三 厚生労働省設置法第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関する事務。

二十六 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務（医事課、地域包括ケア推進課、企業年金課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）。

第七百十三条 削除

（医事課の所掌事務）

第七百十四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 因由の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関する事務。

二 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する事務。

二の二 再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関する事務。

- 二の二の二 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。
- 二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。
- 二の三 臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。
- 二の三の二 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。
- 二の三の三 臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。
- 二の四 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。
- 二の五 災害時における医療の確保の支援に関すること。
- 三 医師の確保に関すること。
- 三の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。
- 四 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- 五 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 六 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 七 看護師の特定行為研修に関すること。
- 八 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- 九 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 十 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- 十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関すること。
- 十二 薬事監視員に関すること。
- 十三 毒物監視員に関すること。
- 十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 十六 看護師の特定行為研修に関すること。
- 十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- 十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- 十九 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- 二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。
- （薬事監視指導課の所掌事務）
- 第七百四十四条の二** 薬事監視指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- 二 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- 四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関すること。
- 五 薬事監視員に関すること。
- 六 毒物監視員に関すること。
- （食品衛生課の所掌事務）
- 第七百五十五条** 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 健康増進法第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- 二 削除
- 三 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- 四 食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- 五 生医療等委員会の監督に関すること。
- 六 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 七 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 八 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 九 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十一 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。
- 十三 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- 十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 十六 看護師の特定行為研修に関すること。
- 十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- 十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- 十九 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- 二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。

- 五 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の許可及び再生医療等安全性確保法第四十条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。
- 六 臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。
- 七 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。
- 八 臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。
- 九 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。
- 十 災害時における医療の確保の支援に関すること。
- 十一 医師の確保に関すること。
- 十二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。
- 十三 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- 十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 十六 看護師の特定行為研修に関すること。
- 十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- 十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- 十九 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- 二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。
- （食品衛生課の所掌事務）
- 第七百五十五条** 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 健康増進法第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- 二 削除
- 三 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- 四 食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- 五 生医療等委員会の監督に関すること。
- 六 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。

9 自立支援指導官は、命を受けて、第七百十二条第二十四条号の二及び第二十五条号に掲げる事務を行ふ。

第七百二十三条 削除

(薬事監視専門官)

第七百二十四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課に、それぞれ薬事監視専門官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、関東信越厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官七人を、近畿厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官五人を置く。

2 医事課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第八号から第十三号までに掲げる事務を、薬事監視指導課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条の二各号に掲げる事務を行う。

(上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官)
第七百二十五条 地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、上席地域包括ケア推進官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官二人

二 関東信越厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官一人

三 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官二人

三 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官一人

三 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

2 保険監査指導官及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

4 3 社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十七条第一号に掲げる事務を行う。
企業年金監査官は、命を受けて、第七百十七条第二号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の三 保険年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 北海道厚生局 次に掲げるもの
イ 上席社会保険監査指導官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの
ロ 企業年金監査官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの
イ 上席社会保険監査指導官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東海北陸厚生局 次に掲げるもの
ロ 企業年金監査官一人

三 東海北陸厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの
イ 上席社会保険監査指導官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 上席社会保険監査指導官二人(九州厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

2 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十八条各号に掲げる事務を行い、及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

3 企業年金監査官は、命を受けて、第七百十八条第五号に掲げる事務を行う。

3 (次長)
二 上席社会保険監査指導官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十八条 調査総務課
第七百二十七条の四 麻薬取締部(関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。)に、次長を置く。

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 捜査第一課(北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 捜査第二課(北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 捜査課(北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 密輸対策課(関東信越厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 国際情報課(関東信越厚生局に限る。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 鑑定課(北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局を除く。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 情報管理分析課(関東信越厚生局に限る。)

2 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
(麻薬取締部に置く課等)

第七百二十七条の四 削除

2 上席社会保険監査指導官三人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

2 上席社会保険監査指導官三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

(調査総務課の所掌事務)

第七百二十九条 調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬取締官の養成及び研修に関する事務（鑑定課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 三 麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務（検査第一課及び検査第二課又は検査課、特別検査課、密輸対策課、サイバーチェック課、国際情報課、鑑定課、情報管理分析課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び密輸対策・情報官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務（検査第一課及び検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 前各号に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関する事務。

第七百二十九条の二 削除

（検査第一課の所掌事務）

第七百三十条 検査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の検査に関する事務（特別検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十一条 検査第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の検査に関する事務（特別検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十二条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（組織的な犯罪その他特定のものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十三条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（組織的な犯罪その他特定のものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十四条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する情報の収集及び分析に関する事務。
- 2 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行ふ。

第七百三十五条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する事務。
- 2 前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行ふ。

第七百三十六条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十七条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十八条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十九条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する企画及び調整に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百四十条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する企画及び調整に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百四十二条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する企画及び調整に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百四十三条 検査課は、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する企画及び調整に関する事務。
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

二 麻薬等に係る国際検査共助の実施に関すること。

(鑑定課の所掌事務)

第七百三十三条の二 鑑定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務。
- 2 関東信越厚生局の鑑定課は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する証拠物に係るDNA型鑑定に関すること。

二 麻薬取締官の養成及び研修に関すること（DNA型鑑定に関するものに限る。）。

（情報管理分析課の所掌事務）

第七百三十三条の三 情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する収集された情報の管理及び分析並びに情報技術の解析に関する事務をつかさどる。

（情報官の職務）

第七百三十四条 情報官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行ふ。

（鑑定官の職務）

第七百三十四条の二 鑑定官は、命を受けて、麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務を行ふ。

（密輸対策官の職務）

第七百三十四条の三 密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関する事務を行ふ。

（密輸対策・情報官の職務）

第七百三十四条の四 密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する事務。
- 2 前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行ふ。

（密輸対策・情報官の職務）

第七百三十四条の五 密輸・広域事犯管理官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する重要事項の企画及び調整に関する事務を行ふ。

（密輸対策課の所掌事務）

第七百三十四条の六 関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官一人を置く。

（調査総務調整官）

第七百三十四条の七 関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

（密輸対策官）

第七百三十四条の八 密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）の検査に関する企画及び調整に関する事務を行ふ。

(総務課の所掌事務)

第七百四十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

三 削除

- 一 機密に關すること。
- 二 支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 四国厚生支局長の官印及び支局印の保管に關すること。
- 四 支局の機構及び定員に關すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。
- 六 支局の保有する情報の公開に關すること。
- 七 支局の保有する個人情報の保護に關すること。
- 八 支局の所掌事務に關する総合調整に關すること（企画調整課及び管理課の所掌に屬するものを除く）。
- 九 支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。
- 十 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に關すること。
- 十一 庁内の管理に關すること。
- 十二 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
- 十三 削除
- 十四 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に關する庶務を行うこと。
- 十五 エネルギーの使用の合理化等に關する法律、資源の有効な利用の促進に關する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に關する法律、中小企業等經營強化法その他の法令に關する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の発達、改善及び調整に關すること（これらの事業の監督に關する）に限る）。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。（企画調整課の所掌事務）

- 二十二 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に關すること。
- 二十三 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に關すること。
- 二十四 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 二十五 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 二十六 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に關すること。
- 二十七 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る）に關すること。
- 二十八 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に關する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に關すること。
- 二十九 社会福祉に關する科目を定める省令第五条の規定による確認に關すること。
- 三十 削除
- 三十一 及び三十二 削除
- 三十三 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 三十四 支局の所掌事務に係る補助金等の交付に關すること（地域包括ケア推進課及び保険年金公団体その他の關係者との連絡調整に關すること（企画調整課の所掌に属するものを除く）。

- 三十三の三 厚生労働省設置法第十九条第二項の規定により地方厚生支局が分掌することとされた事務に關する地方公共団体との連絡調整に關すること。
- 三十三の二 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に關する地方公共団体その他の關係者との連絡調整に關すること（企画調整課の所掌に属するものを除く）。

- （健康福祉課の所掌事務）
- 第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応に關する総括に關すること。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る）に關すること。
- （年金管理課の所掌事務）
- 第七百四十三条 年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
- （年金審査課の所掌事務）
- 第七百四十四条 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に關する記録の訂正の請求に關すること。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る）に關すること。
- （年金管理課の所掌事務）
- 第七百四十五条 健康福祉課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
- （地域包括ケア推進課の所掌事務）
- 第七百四十六条 地域包括ケア推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に關すること。
- 二 医師の確保に關すること。

- 二の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に關すること。
- 三 削除
- 四 あん摩マッサージ指圧師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、あん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設の認定及び監督に關すること。
- 五及び六 削除
- 七 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定及び監督に關すること。
- 八から十まで 削除
- 九 クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に關すること。
- 十 クリーニング師の試験に關する学力の認定に關すること。
- 十一から十九まで 削除
- 十二 主任児童委員の指名に關すること。
- 十三から十九まで 削除
- 十四 削除
- 十五 削除
- 十六 削除
- 十七 削除
- 十八から十まで 削除
- 十九 削除
- 二十 削除
- 二十一 削除
- 二十二 削除
- 二十三 削除
- 二十四 削除
- 二十五 削除
- 二十六 削除
- 二十七 削除
- 二十八 削除
- 二十九 削除
- 三十 削除
- 三十一 及び三十二 削除
- 三十三 削除
- 三十四 削除

二 支局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務（地域包括ケアシステムの構築に関するものに限る）。

第七百四十四条 削除 (保険年金課の所掌事務)

第七百四十五条 保険年金課は、第七百五十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 削除 (保険年金課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関する事務。

二 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関する事務。

三 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関する事務。

四 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関する事務。

五 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関する事務。

六 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関する事務。

七 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室（第七百五十九条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関する事務。

(医療課の所掌事務)

第七百四十五条の三 医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室（第七百五十九条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関する事務。

二 次に掲げる事務のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関する事務。

イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ハ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

(調査課の所掌事務)

第七百四十五条の四 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務。

二 支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に係る事務の調整に関する事務。

三 次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関する事務。

イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

(指導監査課の所掌事務)

第七百四十五条の五 指導監査課は、次に掲げる事務のうち、支局の所在する県の区域に係るものについての監督を行うこと。

一 医療監視員に関する事務。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行ふこと。

の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。 (医事管理調整官)

第五百四十五条の五の二 健康福祉課に、医事管理調整官一人を置く。

2 医事管理調整官は、命を受けて、第七百四十二条第一号から第二号の二まで及び第三十三号の二に掲げる事務を行う。

(上席地域包括ケア推進官)

第五百四十五条の六 地域包括ケア推進課に、上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び地域包括ケア推進官一人を置く。

2 上席地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行い、及び地域包括ケア推進官の行う事務を整理する。

3 地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行う。

(上席社会保険監査指導官)

第五百四十六条 保険年金課に、上席社会保険監査指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企業年金監査官一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百五十八条各号に掲げる事務を行い、及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

3 企業年金監査官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百五十八条第五号に掲げる事務を行う。

(地域医療保険監査指導官)

第五百四十六条の二 管理課に、地域医療保険監査指導官一人を置く。

2 地域医療保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条の二第二号から第五号までに掲げる事務を行う。

(前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

(麻薬取締部に置く課等)

第五百四十七条 麻薬取締部に、調査総務課及び捜査課を置く。

2 前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

(調査総務課の所掌事務)

第五百四十八条 調査総務課は、第七百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。

(捜査課の所掌事務)

第五百四十九条 捜査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。

(密輸対策・情報官の職務)

第五百五十条 密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

(鑑定官の職務)

第五百五十一条の二 鑑定官は、命を受けて、第七百三十四条の二に規定する事務を行う。

(支局に置く分室)

第五百五十一条の二 支局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

一 医療監視員に関する事務。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行ふこと。

- 四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。
- 2 分室の名称、位置及び管轄区域は、別表第三の三のとおりとする。
- (九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務)
- 第七百五十二条** 九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第一項第九号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るもの分掌する。
- (九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等)
- 2 前項に掲げる課及び室のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、検査課及び調査総務室を置く。
ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。
- (検査課の所掌事務)
- 第七百五十四条** 検査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。
- (調査総務室の所掌事務)
- 第七百五十四条の二** 調査総務室は、第七百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。
- (薬事監視専門官)
- 第七百五十五条** 薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第九号から第十三号までに掲げる事務（輸入に係るものに限る。）を行う。
- (鑑定官の所掌事務)
- 第七百五十六条** 鑑定官は、命を受けて、第七百三十四条の二に規定する事務を行う。
- (密輸対策・情報官の職務)
- 第七百五十七条** 密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。
- 2
- 第二款 都道府県労働局**
- (都道府県労働局に置く部等)
- 第七百五十八条** 都道府県労働局に、次に掲げる部及び室を置く。
- 総務部
- 雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）
- 阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）
- 雇用環境・均等室（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大
- 阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）
- 労働基準部
- 職業安定部
- 前項の部及び室のほか、東京労働局に労働保険徵収部及び需給調整事業部を、愛知労働局及び大阪労働局に需給調整事業部を置く。
- (総務部の所掌事務)
- 第七百五十九条** 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県労働局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 都道府県労働局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 三 都道府県労働局の行政財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 四 公文書類の接受・発送、編集及び保存に関すること。
- 五 都道府県労働局の職員の衛生、醫療その他の福利厚生に関すること。
- 六 都道府県労働局の所掌事務に關する総合調整に関すること。
- 七 都道府県労働局の保有する情報の公開に関すること。
- 八 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。
- 十 労働保険料、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第
- 八十五号。以下「整備法」という。）に基づく特別保険料（以下「特別保険料」という。）及び一般拠出金の額の決定に関する事務
- 十一 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に関する事務
- 十二 前二号に掲げるもののほか、労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務
- 十三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関する事務
- 十四 労働保険事務組合の業務に係る監督に関する事務
- 十五 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務
- 十六 東京労働局の総務部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第五十号に掲げる事務をつかさどる。
- (労働保険徴収部の所掌事務)
- 第七百六十条** 労働保険徴収部は、前条第一項第九号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 2
- (雇用環境・均等部の所掌事務)
- 第七百六十一条** 雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県労働局の所掌事務に関する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に関する事務
- 二 都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関する事務
- 三 広報に関する事務
- 四 総合的な労働相談に関する事務
- 五 別個労働関係紛争の解決の促進に関する事務
- 六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する事務
- 七 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務（労働基準法及び最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）の施行に関する事務）並びに労働基準監督官の行う監督に関する事務
- 八 労働能力率の増進に関する事務
- 九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事務
- 十 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務
- 十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務
- 十二 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務
- 十三 家族労働問題及び家事使用者に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務）
- 十四 女性労働者に特殊な労働条件に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務）
- 十五 女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務
- 十六 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務
- 第七百六十二条の三** 雇用環境・均等室は、前条に規定する事務をつかさどる。
- (労働基準部の所掌事務)
- 第七百六十三条** 労働基準部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事務
- 二 (雇用環境・均等部及び雇用環境・均等室の所掌事務)
- 三 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する事務
- 四 労働衛生に関する事務（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事務を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。）

<p>第五 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に關すること。 六 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に關すること。 七 労働者の保護及び福利厚生に關すること。 八 家内労働者の福祉の増進に關すること。 九 社会保険労務士に關すること。 十 每月勤労統計調査に關すること。</p> <p>十一 技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に關すること。 (職業安定部の所掌事務)</p> <p>第七百六十二条 職業安定部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 労働力需給の調整に關すること。 二 政府が行う職業紹介及び職業指導に關すること。 三 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること。（第十三号に掲げる事務を除く。） 四 高年齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に關すること。 五 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に關すること。 六 地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に關すること。 七 失業対策その他の雇用機会の確保に關すること。 八 雇用管理の改善に關すること。 九 政府が管掌する雇用保険事業に關すること。 十 前各号に掲げるもののほか、職業の安定に關すること。 十一 公共職業訓練に關すること。 十二 技能検定に關すること。 十三 職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に關すること（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。 十四 勤労青少年の福祉の増進に關すること。 <p>2 東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局の職業安定部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号及び第四号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。（会計課の所掌事務）</p> <p>第七百六十七条 削除 （労働保険徴収課の所掌事務）</p> <p>第七百六十八条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に關すること。 二 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の額の決定に關すること。 三 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に關すること。 四 前二号に掲げるもののほか、労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び經理に關すること。 五 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること。 六 労働保険事務組合の業務に係る監督に關すること。 七 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収課（愛知労働局及び大阪労働局の所掌事務の実施状況の監察に關すること）。

- 2 愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課は、前項の規定にかかわらず、同項第四号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）、第五号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するもの）及び第七号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徴収課にあっては、労働保険徴収課及び労働保険適用・事務組合課の所掌事務に関する調整に關する事務をつかさどる。
- （労働保険適用・事務組合課の所掌事務）
- 第七百六十九条** 労働保険適用・事務組合課は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事務、同項第四号及び第五号に掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務をつかさどる。
- 第七百七十条及び第七百七十二条** （労働保険徴収室の所掌事務）
- 労働保険徴収室は、第七百六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事務並びに労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収室の所掌事務の実施状況の監察に關する事務をつかさどる。
- 第七百七十二条の二** （労働保険徴収室の所掌事務）
- 労働保険徴収室は、第七百六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事務並びに労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収室の所掌事務の実施状況の監察に關する事務をつかさどる。
- 第七百七十三条** 労働保険徴収部に置く課
- （総務企画官）
- 第七百七十三条の三 総務課に、総務企画官一人を置く。
- （徴収課）
- 第七百七十四条 徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 労働保険徴収部の所掌事務に関する総合調整に關すること。
- 二 労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び經理に關すること（適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること（適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徴収部の所掌事務の実施状況の監察に關すること。
- （適用・事務組合課の所掌事務）
- 第七百七十五条 適用・事務組合課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に關すること。
- 二 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の額の決定に關すること。
- 三 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に關すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他の徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び經理に關すること。
- 五 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の取扱いに關すること。
- 六 労働保険事務組合の業務に係る監督に關すること。
- （雇用環境・均等部に置く課）
- 第七百七十六条 雇用環境・均等部に、次に掲げる課を置く。

企画課
指導課

第七百七十六条の二 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 都道府県労働局の所掌事務に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 二 都道府県労働局の所掌事務に關する政策の企画及び立案の調整に關すること。
- 三 雇用環境・均等部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 四 広報に關すること。

五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に關する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に關する事務の調整に關すること。

六 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に關する事務の企画及び立案に關すること（労働基準法及び最低賃金法の施行に關すること並びに労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

七 労働能力の増進に關する事務の企画及び立案に關すること。

八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に關する事務の企画及び立案に關すること。

九 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に關する事務の企画及び立案に關すること。

十 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關する事務の企画及び立案に關すること。

十一 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に關する事務の企画及び立案に關すること。

十二 家族労働問題及び家事使用人に関する事務の企画及び立案に關すること。

十三 女性労働者に特殊な労働条件に關する事務の企画及び立案に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

十四 女性労働者の特性に係る労働問題に關する事務の企画及び立案に關すること。

十五 労働に関する女性の地位の向上その他労働に關する女性問題に關する事務の企画及び立案に關すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、雇用環境・均等部の所掌に属しないものに關すること。

（指導課の所掌事務）

第七百七十六条の三 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合的な労働相談に關すること。
- 二 個別労働関係紛争の解決の促進に關すること。
- 三 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に關する事務の実施に關すること。
- （労働基準法及び最低賃金法の施行に關すること並びに労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。
- 四 労働能率の増進に關する事務の実施に關すること。
- 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に關する事務の実施に關すること。
- 六 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に關する事務の実施に關すること。
- 七 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關する事務の実施に關すること。
- 八 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に關する事務の実施に關すること。
- 九 家族労働問題及び家事使用人に関する事務の実施に關すること。
- 女性労働者に特殊な労働条件に關する事務の実施に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

十一 女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務の実施に関すること。

十二 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務の実施に関すること。

第七百七十七条 労働基準部に、次に掲げる課及び室を置く。

監督課
 賃金課（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局に限る。）
 賃金室（東京労働局、愛知労働局及び大阪労働局を除く。）
 健康安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）
 安全課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）
 健康課（北海道労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）
 炙災補償課

（監督課の所掌事務）

第七百七十八条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働基準部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
 - 二 労働条件、産業安全（鉱山における保安を除く。）、労働衛生及び労働者の保護に関する労働基準監督官の行う監督（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する監督に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する監督に関することを除く。）並びに室内労働法の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関するること。
 - 三 労働時間及び休息に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
 - 四 前二号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること（労災補償課及び賃金課並びに賃金室の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 児童の使用的の禁止に関すること。
 - 六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
 - 七 労働者の福利厚生に関すること（石綿による健康被害の救済に関することを除く。）。
 - 八 社会保険労務士に関すること。
 - 九 労働基準監督署における労働基準部の所掌事務の実施状況の監察に関すること（労災補償課の所掌に属するものを除く。）。
 - 十 技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に関すること。
- 第七百七十九条** 刪除
- （賃金課の所掌事務）

第七百八十一条 賃金課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 賃金の支払、最低賃金その他の賃金に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
 - 二 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関すること。
 - 三 家内労働者の福祉の増進に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
 - 四 地方最低賃金審議会の庶務に関すること。
 - 五 賃金体系に関すること。
 - 六 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
- （賃金室の所掌事務）

第七百八十二条 賃金室は、前条各号に掲げる事務をつかさどる。

（健康安全課の所掌事務）

第七百八十三条 健康安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

二 労働衛生に関すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護並びに労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

（安全課の所掌事務）

第七百八十二条 安全課は、前条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（健康課の所掌事務）

第七百八十三条 健康課は、第七百八十二条に掲げる事務をつかさどる。

（労災補償課の所掌事務）

第七百八十四条 労災補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働基準法の規定による災害補償の実施に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。
- 二 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関すること（総務部（東京労働局にあつては、労働保険徴収部）の所掌に属するものを除く。）。
- 三 石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金の支給に関すること。
- 四 労働者災害補償保険法及び石綿健康被害救済法の規定に基づく徴収金の徴収及び経理に関すること。
- 五 労働保険特別会計の労災勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に属する保管金の取扱いに関すること。

（職業安定部に置く課）

第七百八十五条 職業安定部に、次に掲げる課を置く。

職業安定課
 雇用保険課（東京労働局及び大阪労働局に限る。）
 職業対策課
 需給調整事業課（北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局に限る。）
 訓練課

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条 職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職業安定部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 労働力需給の調整に関すること。
- 三 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事務（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事務（職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 学校卒業者その他これに類する者並びに派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るものと除く。）に関する事務。
- 六 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 政府が管掌する雇用保険事業に関する事務（総務部（東京労働局にあつては、労働保険徴収部）の所掌に属するものを除く。）。
- 九 雇用保険法の規定に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務。
- 十 労働保険特別会計の雇用勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に属する保管金の取扱いに関する事務。

十一　国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し雇用保険法に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に関すること。

十二　公共職業安定所における職業安定部の所掌事務の実施状況の監察に関するこ（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。

十三　前各号に掲げるもののほか、職業安定部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

東京労働局及び大阪労働局の職業安定部の職業安定課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務をつかさどる）、第十二号及び第十三号に掲げる事務、職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

四　北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務をつかさどる）及び第八号から第十三号までに掲げる事務、職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。

五　東京労働局及び大阪労働局の職業紹介及び職業指導に関するこ（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

六　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

七　東京労働局及び大阪労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

八　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

九　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十一　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十二　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十三　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十四　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十五　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十六　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十七　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十八　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

十九　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十一　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十三　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十四　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十五　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十六　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

二十七　京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業紹介及び職業指導に関する事務をつかさどる。

四　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関するこ（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

一　訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関するこ。

二　訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関するこ。

三　公共職業訓練に関するこ。

四　技能検定に関するこ。

五　職業能力開発促進法第四条第二項に規定する事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力の開発及び向上に関するこ（他省及び労働基準部の所掌に属するものを除く。）。

六　労働青少年の福祉の増進に関するこ。

七　需給調整事業部に置く課

（需給調整事業第一課）

（需給調整事業第一課の所掌事務）

一　需給調整事業部の所掌事務に関する総合調整に関するこ。

二　職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の通知、許可及び届出に関するこ（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関するこ、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関するこ並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

三　前各号に掲げるもののほか、需給調整事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ。

（需給調整事業第一課の所掌事務）

一　需給調整事業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関するこ（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関するこ、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関するこ並びに職業対策課及び訓練課並びに需給調整事業第一課の所掌に属するものを除く。）。

三　派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）に関するこ。

四　政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関するこ（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

（労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域）

一　労働基準監督署（支署を含む。以下同じ。）の名称、位置及び管轄区域は、別表第四のとおりとする。

（労働基準監督署の所掌事務）

一　派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）に関するこ。

二　職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関するこ（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関するこ、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関するこ並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。

三　労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関するこ（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

一　労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関するこ。

二　労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関するこ（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。

- 二 労働能力の増進に関すること。
- 三 児童の使用的の禁止に関すること。
- 四 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。
- 五 労働衛生に關すること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項を除く。）。
- 六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事項。
- 七 政府が管掌する労働者災害補償保険事業に関する事項。
- 八 労働者の保護に関する事項。
- 九 家内労働者の福祉の増進に関する事項。
- 十 技能実習法に規定する労働基準監督官の職權の行使に関する事項。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき労働基準監督署に属させられた事務に関する事項。
- （労働基準監督署の内部組織）
- 第七百九十二条** 労働基準監督署の内部組織は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、労働基準監督署長が定める。
- （公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域）
- 第七百九十三条** 公共職業安定所（分庁舎を含む。以下同じ。）の名称、位置及び管轄区域並びに公共職業安定所の出張所の名称及び位置は、別表第五のとおりとする。
- 2 公共職業安定所の出張所の管轄区域は、別に厚生労働大臣が定める。
- （公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の所掌事務）
- 第七百九十四条** 公共職業安定所（第二項、第三項及び第四項に掲げるものを除く。）は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。ただし、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が第二項、第三項又は第四項に掲げる公共職業安定所の管轄区域と重複する場合は、当該公共職業安定所は、その重複する管轄区域に係る第二項、第三項又は第四項に掲げる公共職業安定所が行う事務を行わないものとし、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が別表第五の日雇労働者の職業紹介（次項第二号及び別表第五において「労働職業紹介」といいう。）及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例の公共職業安定所名欄に掲げる公共職業安定所の同表の管轄区域欄によつて示される管轄区域と重複する場合は、当該公共職業安定所は、その重複する管轄区域に係る次項第一号及び第六号に掲げる公共職業安定所が行う事務を行わないものとする。
- 一 労働力需給の調整に関する事務。
- 二 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第九条第一項に規定する日雇労働者として港湾運送の業務に従事する労働者（以下「日雇港湾労働者」という。）の職業紹介に関する事項を除く。）。
- 三 職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業の監督に関する事務。
- 三の二 青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務。
- 四 高年齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に関する事務。
- 五 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事務。
- 六 地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務。
- 七 失業対策その他の雇用機会の確保に関する事務。
- 八 就業管理の改善に関する事務。
- 九 政府が管掌する雇用保険事業に関する事務。
- 十 前各号に掲げるもののほか、職業の安定に関する事務（港湾労働法又はこれに基づく命令により公共職業安定所の事務とされた事項を除く。）。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき公共職業安定所に属させられた事務に関する事務。

- 2 大阪港労働公共職業安定所は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 労働職業紹介に關すること及び労働職業紹介を受ける者に対する職業指導に関する事務。
- 二 日雇労働者の募集及び労働者供給事業の監督に関する事務。
- 三 労働者派遣事業の監督に関する事項（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務について行う労働者派遣に係る事項に限る。）。
- 四 公共事業における失業者の吸収に係る監督に関する事務。
- 五 港湾労働者の雇用管理に関する勧告、港湾労働者証の交付その他港湾労働法の施行に関する事務。
- 六 日雇労働被保険者に係る雇用保険の被保険者となつたことの届出の受理、失業の認定、失業等給付（雇用保険法第十条第一項に規定する失業等給付をいう。以下この号において同じ。）の支給その他雇用保険に関する事務（公共職業安定所が行う一般職業紹介を受ける者に係る被保険者となつたことの届出の受理、失業の認定、失業等給付の支給及び同法第五十六条に規定する受給資格の調整に関する事項を除く。）。
- 7 品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、川崎公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所、神戸公共職業安定所、下関公共職業安定所、八幡公共職業安定所及び小倉公共職業安定所は、都道府県労働局の所掌事務のうち、第一項及び前項第五号に掲げる事務並びに日雇港湾労働者の職業紹介に関する事務を分掌する。
- 4 あいりん労働公共職業安定所は、第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事務を分掌する。
- 5 公共職業安定所の出張所は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌する。
- （審査官並びに特別専門官及び主任特別専門官）
- 第七百九十五条** 中央労働委員会（以下この節において「委員会」という。）の事務局に、審査官三人並びに特別専門官二人及び主任特別専門官一人を置く。
- 2 審査官は、命を受けて、審査総括官の職務のうち不当労働行為の審査に関する事務で専門的の事項に係るものを受けける。
- 3 特別専門官及び主任特別専門官は、検察官をもつて充てる。
- 4 特別専門官は、命を受けて、次に掲げる事務のうち、重要な専門的事項の処理に当たる。
- 一 不当労働行為の審査に関する事務。
- 二 不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務。
- 三 前二号の事務に関する委員会の事務局の職員の教養及び訓練並びに都道府県労働委員会の委員及び事務局職員の研修に関する事務。
- 5 主任特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び特別専門官の行う事務の調整に当たる。
- （広報調査室）
- 第七百九十六条** 委員会の事務局総務課に、広報調査室を置く。
- 2 広報調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 二 公文書類の審査及び進達に関する事務。
- 三 委員会の保有する情報の公開に関する事務。
- 四 委員会の保有する個人情報の保護に関する事務。
- 五 広報に関する事務。
- 六 委員会の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。

- 七 労働争議のあつせん、調停及び仲裁のために必要な賃金等に関する調査（労働争議の実情調査を除く。）並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十四条第二項の規定により公益委員が行う調査（不当労働行為に関する調査及び労働争議の実情調査を除く。）その他委員会の事務のために必要な調査（不当労働行為に関する調査及び労働争議の実情調査を除く。）に関すること。
- 八 委員会の事務のために必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。
- 3 広報調査室に、室長を置く。
- （審査室並びに訟務官及び主任訟務官）
- 第七百九十七条** 委員会の事務局審査課に、審査室並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。
- 2 審査室は、不当労働行為の審査に関する都道府県労働委員会の事務の処理に関する報告の徵収、勧告、助言及び管轄の指定に関する事務をつかさどる。
- 3 審査室に、室長を置く。
- 4 訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務を行う。
- 5 主任訟務官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び訟務官の行う事務の調整に当たる。
- （行政執行法人室及び個別労働関係紛争業務支援室）
- 第七百九十七条の二** 委員会の事務局調整第一課に、行政執行法人室を置く。
- 2 行政執行法人室は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 3 行政執行法人室に、室長を置く。
- 4 委員会の事務局調整第一課に、個別労働関係紛争業務支援室を置く。
- 5 個別労働関係紛争業務支援室は、都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関する事務をつかさどる。
- 6 個別労働関係紛争業務支援室に、室長を置く。
- 第七百九十八条** 委員会の事務局の地方事務所に、地方調査官四人以内及び地方調査官補一人を置くことができる。
- 2 地方調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 不正当労働行為の審査に関すること及びこれに関する調査に関すること。
 - 二 労働争議のあつせん及び調停に関すること並びにこれらに関する調査に関する調査に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地方事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 3 地方調査官補は、命を受けて、地方調査官の事務を補佐する。
- 第三章 厚生労働省顧問**
- （厚生労働省顧問）
- 第七百九十九条** 厚生労働省に、厚生労働省顧問を置くことができる。
- 2 厚生労働省顧問は、厚生労働省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。
- 3 厚生労働省顧問は、非常勤とする。
- 第四章 雜則**
- （組織の細目）
- 第八百条** この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、各施設等機関及び各地方支分部局の長が、厚生労働大臣の承認を受けて定める。
- （施設等機関の職）
- 第八百一条** 第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

- 小樽検疫所総務課
新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立療養所多磨全生園人事部
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター学院
- 附則**
- 1 （施行期日）
- この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
- 2 この本部令は、その施行の日に、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）となるものとする。
- 2 (福祉人材確保対策官の職務の特例)
- 福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。
- (年金局事業企画課監査室の所掌事務の特例)
- 年金局事業企画課監査室は、第七十三条の二第六項に規定する事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第十四項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。この場合において、第六十五条第四項中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。
- (地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例)
- 4 地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百一十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第八項から第十項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第七項から第九項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。
- 5 地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百一十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間に、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十三号。第十二項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次号において「存続厚生年金基金」という。）の監督に関すること。
 - 二 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（存続厚生年金基金に関するものに限る。）。
- (地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官及び保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例)

- 6 地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例)
7 導官は、第七百二十七条の二第二項及び第七百二十七条の三第二項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。
(四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例)
8 四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官は、第七百四十六条第二項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。
(地方厚生局健康福祉部企業年金課社会保険監査指導官の職務の特例)
9 地方厚生局健康福祉部企業年金課社会保険監査指導官は、第七百二十七条の二第三項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。
(地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例)
10 地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務(年金指導課にあっては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務)のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。
一 平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金及び加算金(次号において「平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等」という。)の収納を行ふ職員の認可に関すること。
二 平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予等(国税徴収の例による徴収及び国税通則法第四十六条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予の取消しをいう。)に関すること。
(地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例)
11 地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務(年金調整課にあっては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務)のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。
一 特別障害給付金法に基づく事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
二 特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他関係機関との連絡調整に関すること。
この中央省庁等改革推進本部令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一三年一月一九日厚生労働省令第七号)
この省令は、平成十三年一月二十一日から施行する。ただし、別表第七茨城県の部龍ヶ崎の項並びに埼玉県の部大宮の項及び春日部の項の改正規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一三年一月二一日厚生労働省令第一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則 (平成一三年一月一八日厚生労働省令第一九号)
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。
附 則 (平成一三年三月二〇日厚生労働省令第一一一号)
この省令による改正後の第三条第一項の企画官一十人のうち一人は、平成十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

第一条 この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則 (平成一三年五月二五日厚生労働省令第一二六号)

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成一三年六月八日厚生労働省令第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一日厚生労働省令第一三五号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五十四条第二項の改正規定は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年九月二八日厚生労働省令第一九五号)

この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一五号)

この省令は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一六号)

この省令は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二五日厚生労働省令第二一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月二八日厚生労働省令第二二五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二一日厚生労働省令第七号) 抄

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二一日厚生労働省令第一一号)

この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月二三日厚生労働省令第一四号) 抄

この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四年三月一日) から施行する。

附 則 (平成一四年二月二七日厚生労働省令第一七号)

この省令は、平成十四年三月二十五日から施行する。

二 別表第八神奈川の項の改正規定

一 別表第七三重の項の改正規定 平成十四年三月三十一日

二 別表第七三重の項の改正規定 平成十四年三月三十一日

この省令は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

1 の他の处分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の处分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一四年三月一三日厚生労働省令第二一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二六日厚生労働省令第三一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一四年四月一日厚生労働省令第五七号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(大臣官房総務課企画官の設置期間の特例)

2 この省令による改正後の第三条第一項の企画官二十一人のうち一人は、平成十五年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則 (平成一四年六月一三日厚生労働省令第八三号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月一日厚生労働省令第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年九月三〇日厚生労働省令第九六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

附 則 (平成一四年九月三〇日厚生労働省令第一三一号)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一一月二五日厚生労働省令第一五二号)

この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月三一日厚生労働省令第六号)

この省令は、平成十五年一月三日から施行する。

附 則 (平成一五年二月三日厚生労働省令第七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日(平成十五年一月三日)から施行する。

附 則 (平成一五年二月二八日厚生労働省令第一八号)

この省令は、平成十五年三月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(国立弟子屈病院の項を削る部分に限る。)は同月二十五日から、別表第七の改正規定は同月三十一日から施行する。

2 この省令の施行前に浦和労働基準監督署長若しくは大宮労働基準監督署長に対し行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又はこれららの労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、それぞれ改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一五年三月三一日厚生労働省令第七一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月一日厚生労働省令第七五号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十五年十一月二十九日から施行する。

2 (申請、処分等に関する経過措置)

2 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一五年四月一八日厚生労働省令第八一号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。ただし、別表第七岐阜の款岐阜の項目管轄区域の欄の改正規定、別表第八岐阜の款岐阜の項目管轄区域の欄の改正規定並びに別表第十岐阜社会保障事務局の款第三欄及び第五欄の改正規定は、同年五月一日から施行する。

附 則 (平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八六号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、健康増進法の施行の日(平成十五年五月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年六月五日厚生労働省令第一〇三号)

この省令は、平成十五年六月六日から施行する。

附 則 (平成一五年六月三〇日厚生労働省令第一一三号)

この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成一五年八月一五日厚生労働省令第一二九号)

この省令は、平成十五年八月二十日から施行する。ただし、別表第七長野の款長野の項目管轄区域の欄の改正規定、別表第八長野の款篠ノ井の項目管轄区域の欄の改正規定並びに別表第十長野社会保障事務局の款長野南の項第三欄及び第五欄の改正規定は、同年九月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二九日厚生労働省令第一四三号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第三条から第六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一六七号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一五四号)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一一六七号) 抄
(施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年法律第二百四十五号) の施行の日から施行する。

1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改訂する法律(平成十五年法律第二百四十五号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年一一月二八日厚生労働省令第一一七一号)

この省令は、平成十五年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月三〇日厚生労働省令第一〇号)

この省令は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則 (平成一六年二月六日厚生労働省令第一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条

第三号に掲げる規定の施行の日(平成十六年二月二十七日)から施行する。

附 則 (平成一六年二月二七日厚生労働省令第一七号)

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三〇日厚生労働省令第五八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。
- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年三月三一日厚生労働省令第八〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に労働基準監督署長が行つたものとみなす。
- この省令の施行前に労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。
- この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年四月一一日厚生労働省令第九二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対してもうなづけられた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年四月三〇日厚生労働省令第九八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年七月三〇日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
- この省令は、平成十六年五月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月三一日厚生労働省令第一一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年九月三〇日厚生労働省令第一四三号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、別表第五山口の款下松の項管轄区域の欄の改正規定及び同款柳井の項管轄区域の欄の改正規定は、同年十月四日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年一〇月八日厚生労働省令第一四九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年十月十二日から施行する。ただし、別表第四茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定並びに同款常陸大宮の項目位置の欄及び管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七茨城社会保険事務局の款水戸北の項第三欄及び第五欄の改正規定は、同月十六日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令は、平成十六年十月十二日から施行する。ただし、別表第四茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定並びに同款常陸大宮の項目位置の欄及び管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七茨城社会保険事務局の款水戸北の項第三欄及び第五欄の改正規定は、同月十六日から施行する。
- この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一六年九月三〇日厚生労働省令第一一八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
- この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附 則 (平成一六年八月三一日厚生労働省令第一一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
- この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

こととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

4 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

この省令は、平成十七年二月一五日厚生労働省令第一七号）

附 則（平成一七年二月一五日厚生労働省令第一七号）

この省令は、平成十七年二月一七日から施行する。

附 則（平成一七年二月一八日厚生労働省令第一八号）

この省令は、平成十七年二月二十八日から施行する。ただし、別表第四山口の款下松の項管轄区域の欄の改正規定及び同款岩国市管轄区域の欄の改正規定並びに別表第五山口の款柳井の項管轄区域の欄の改正規定は、同年同月二十一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二八日厚生労働省令第二四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行し、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第六条の規定は、同日以後に児童福祉司として任用しようとする者について適用する。

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年三月二十九日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四大分の款佐伯の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五大分の款佐伯の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七大分社会保険事務局の款佐伯の項第三欄の改正規定 平成十七年三月三日

二 別表第四岡山の款和気の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五岡山の款岡山の項管轄事務局の欄の改正規定及び同款和気の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七岡山社会保険事務局の欄の改正規定及び第五欄の改正規定 平成十七年三月七日

（申請、処分等に関する経過措置）

1 この省令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 この省令は、平成十七年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年三月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年三月二五日厚生労働省令第四二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年三月二十九日から施行する。

附 則（平成一七年三月二九日厚生労働省令第五五号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

2 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

4 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年三月二十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 别表第四新潟の款糸魚川の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五新潟の款糸魚川の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七新潟社会保険事務局の款上越の項第三欄の改正規定 平成十七年三月十九日

二 別表第四広島の款広島中央の項管轄区域の欄の改正規定、同款吳の項管轄区域の欄の改正規定及び同款三原の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表福岡の款久留米の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五広島の款吳の項管轄区域の欄の改正規定、同款竹原の項管轄区域の欄の改正規定及び同款広島東の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表福岡の款久留米の項管轄区域の欄の改正規定並びに同表福岡の款久留米の項管轄区域の欄の改正規定

の改正規定並びに別表第七広島社会保険事務局の款広島南の項第三欄の改正規定、同款吳の項第三欄の改正規定及び同款三原の項第三欄の改正規定並びに同表福岡社会保険事務局の款久留米の項第三欄の改正規定 平成十七年三月二十日

（申請、処分等に関する経過措置）

1 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

2 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

3 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

4 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

（施行期日）

1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七六号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年四月一日厚生労働省令第七五号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、別表第四広島の款廿日市の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第五広島の款大竹の項管轄区域の欄の改正規定は、同月三日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一一月四日厚生労働省令第一六三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十一月七日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に對して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一一月三〇日厚生労働省令第一六九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、別表第四福島の款福島及び郡山の項管轄区域の欄の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われ、又はその地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはそれらの長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一二月二八日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一月六日厚生労働省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一月六日厚生労働省令第一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年一月十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

は社会保険事務所若しくはそれらの長に對して行われ、又はその地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその社会保険事務所若しくはそれらの長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一月二二十三日厚生労働省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二〇日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日厚生労働省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年二月一〇日厚生労働省令第一三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年二月十一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一七日厚生労働省令第一五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年二月二十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年二月一四日厚生労働省令第一六号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年二月二十七日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一八日厚生労働省令第一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

附 則 (平成一八年二月一八日厚生労働省令第一七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年三月十五日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月一七日厚生労働省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、石綿による健康被害の救済に関する法律の施行の日（平成十八年三月二十七

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第四群馬の款高崎の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五群馬の款高崎の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七群馬社会保険事務局の款高崎の項第三欄の改正規定 平成十八年三月十八日

二 別表第四茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定及び同款下館の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七茨城社会保険事務局の款水戸南の項第三欄及び第五欄の改正規定 平成十八年三月十九日

三 別表第五岡山の款倉敷の項管轄区域の欄の改正規定及び同款笠岡の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五岡山の款倉敷の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七岡山社会保険事務局の款倉敷西の項第三欄及び第五欄の改正規定 平成十一年三月二十一日

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年三月二四日厚生労働省令第四八号)

第一条 この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月二四日厚生労働省令第四九号)

第一条 この省令は、平成十八年三月二十七日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月二四日厚生労働省令第四九号)

第一条 この省令は、平成十八年三月二十六日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月二四日厚生労働省令第四九号)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うものとみなす。

うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第三条

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

第四条

この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇一号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇三号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇五号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇五号)

第一条 この省令は、国補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年六月七日厚生労働省令第一一九号)

第一条 この省令は、平成十八年六月八日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年三月三一日厚生労働省令第一〇八号)

第一条 この省令は、國の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年四月一日)から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

附 則 (平成一八年七月三一日厚生労働省令第一四五号)

第一条 この省令は、平成十八年八月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うものとみなす。

の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二十年十二月一日から施行する。)

この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二十年二月二四日厚生労働省令第一七六〇号)

この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月二二日厚生労働省令第一三九号)

この省令は、平成二十一一年二月十六日から施行する。

附 則 (平成二一年三月一八日厚生労働省令第三九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年三月三十一日から施行する。ただし、別表第四宮崎の款日南の項、別表第五宮崎の款日南の項及び別表第七宮崎社会保険事務局の款（宮崎）の項の改正規定は、平成二十一年三月三十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二一年三月三一日厚生労働省令第六五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六十六条の改正規定、第七百十条の五の改正規定並びに第七百十条の十第七項及び第八項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六十六条の改正規定、第七百十条の五の改正規定並びに第七百十条の十第七項及び第八項の改正規定は、同年五月一日から施行する。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二一年二月二八日厚生労働省令第一七一号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。ただし、別表第四愛知の款及び別表第五愛知の款の改正規定は、同年一月四日から施行する。

附 則 (平成二二年一月二九日厚生労働省令第一一号)

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附 則 (平成二二年二月二六日厚生労働省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 別表第五静岡の款浜松（細江）（天竜）の項公共職業安定所名の欄及び位置の欄の改正規定 平成二十二年三月一日

二 別表第四山梨の款及び別表第五山梨の款の改正規定 平成二十二年三月八日

三 別表第四愛知の款並びに別表第五愛知の款及び岡山の款の改正規定 平成二十二年三月二十一日

四 別表第四埼玉の款、静岡の款、熊本の款、宮崎の款及び鹿児島の款並びに別表第五埼玉の款、静岡の款浜松（細江）（天竜）の項管轄区域の欄、同款富士宮の項、熊本の款、宮崎の款及び鹿児島の款の改正規定 平成二十二年三月二十三日

五 別表第四新潟の款及び長崎の款並びに別表第五北海道の款岩見沢（美唄）の項、新潟の款、静岡の款三島（熱海）（伊東）の項、京都の款及び長崎の款の改正規定 平成二十二年三月三十日

第一条 この省令は、平成二十二年五月一日から施行する。

附 則 (平成二一年四月三〇日厚生労働省令第一〇七号)

この省令は、平成二十一年五月五日から施行する。

附 則 (平成二一年五月九日厚生労働省令第一一二号)

この省令は、平成二十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成二一年六月三〇日厚生労働省令第一一八号)

この省令は、平成二十一年六月四日から施行する。

附 則 (平成二一年六月三〇日厚生労働省令第一二四号)

この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。ただし、第二十一条の改正規定及び第二十条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

附 則 (平成二一年九月三〇日厚生労働省令第一四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二一年九月三〇日厚生労働省令第一三九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年八月二八日厚生労働省令第一三八号) 抄

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附 則 (平成二二年八月四日厚生労働省令第九四四号)

この省令は、平成二十二年八月五日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一日厚生労働省令第一〇九号)

この省令は、平成二三年一〇月一日から施行する。

この省令は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年三月三一日厚生労働省令第四四号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日厚生労働省令第七九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年八月一日厚生労働省令第九九号)

この省令の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日厚生労働省令第一二七号)

別表第四岩手の款及び別表第五岩手の款の改正規定 平成二十三年九月二十六日

附 則 (平成二四年九月一四日厚生労働省令第一三二号)

別表第四島根の款松江の項並びに別表第五島根の款松江(隱岐の島)(安来)の項及び千葉の規定 平成二十三年十月一日

附 則 (平成二三年八月三〇日厚生労働省令第一〇七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年九月三〇日厚生労働省令第一二一号)

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月一一日厚生労働省令第一二八号)

この省令は、平成二十三年十月十一日から施行する。ただし、別表第四石川の款及び別表第五石川の款の改正規定は、同年十一月十一日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月二一日厚生労働省令第一三二号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二三年一二月一八日厚生労働省令第一六〇号)

この省令は、平成二十四年一月四日から施行する。

附 則 (平成二四年一月三〇日厚生労働省令第一一一号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日厚生労働省令第六六号)

(施行期日) 第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日厚生労働省令第六八号)

定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二四年九月十九日厚生労働省令第七六号)

この省令は、平成二十四年九月十九日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日厚生労働省令第一二七号)

この省令は、平成二十四年九月一四日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日厚生労働省令第一三六号)

この省令は、平成二十四年九月一四日から施行する。

附 則 (平成二四年九月一四日厚生労働省令第一六二号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日厚生労働省令第四二号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一九日厚生労働省令第四二号)

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日厚生労働省令第六八号)

この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日厚生労働省令第六八号)

附 則（令和五年八月三〇日厚生労働省令第一〇七号）

この省令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、第一条中厚生労働省組織規則第七百十一条の二第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和五年九月二〇日厚生労働省令第一一四号）

（施行期日）この省令は、令和五年十月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

2 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対し行なわれた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うことされた公共職業安定所若しくはその長に対して行なれ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（令和五年一一月二七日厚生労働省令第一一四四号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一二月二五日厚生労働省令第一一五九号）

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年一二月二日厚生労働省令第一一四四号）抄

（施行期日）この省令は、令和六年三月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日厚生労働省令第六七号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一 検疫所（第七十六条関係）

名称	位置
小樽検疫所	小樽市
仙台検疫所	仙台市
成田空港検疫所	成田市
横浜検疫所	横浜市
新潟検疫所	新潟市
名古屋検疫所	名古屋市
大阪検疫所	大阪市
関西空港検疫所	大阪府泉南郡田尻町
那覇検疫所	那覇市
小樽検疫所千歳空港検疫所支所	千歳市
仙台検疫所仙台空港検疫所支所	仙台市
東京検疫所千葉検疫所支所	千葉市
東京検疫所羽田空港検疫所支所	東京都大田区
東京検疫所川崎検疫所支所	川崎市
名古屋検疫所中部空港検疫所支所	静岡市
名古屋検疫所四日市検疫所支所	四日市市
名古屋検疫所清水検疫所支所	三原市
名古屋検疫所中部空港検疫所支所	常滑市
名古屋検疫所中部空港検疫所支所	豊橋市
名古屋検疫所中部空港検疫所支所	半田市
名古屋検疫所中部空港検疫所支所	半田市十一号地

別表第二（一） 支所（第一百一十八条関係）

名称	位置
小樽検疫所函館出張所	函館市海岸町
小樽検疫所函館空港出張所	函館市高松町
小樽検疫所旭川空港出張所	北海道上川郡東神楽町
小樽検疫所室蘭出張所	室蘭市入江町
小樽検疫所釧路出張所	釧路市南浜町
小樽検疫所網走出張所	網走市港町
小樽検疫所留萌・石狩出張所	留萌市大町
小樽検疫所苦小牧出張所	苫小牧市港町
小樽検疫所稚内出張所	稚内市開運
小樽検疫所紋別出張所	紋別市新港町
小樽検疫所花咲出張所	根室市花咲港
仙台検疫所青森出張所	青森市大字大谷字小谷
仙台検疫所八戸出張所	八戸市築港街
仙台検疫所宮古出張所	宮古市鍬ヶ崎下町
仙台検疫所石巻出張所	石巻市中島町
仙台検疫所秋田船出張所	秋田市土崎港西
仙台検疫所花巻空港出張所	花巻市東宮野目
仙台検疫所酒田空港出張所	酒田市雄和椿川字山籠
仙台検疫所小名浜出張所	いわき市小名浜
仙台検疫所福島空港出張所	福島県石川郡玉川村大字北須釜
仙台検疫所秋田空港出張所	秋田市雄和椿川字山籠
仙台検疫所木更津出張所	木更津市新港
東京検疫所日立出張所	日立市みなと町
東京検疫所鹿島出張所	神栖市東深芝
東京検疫所茨城空港出張所	小美玉市与沢
東京検疫所木更津出張所	木更津市新港
横浜検疫所横須賀・三崎出張所	横須賀市田浦港町
横浜検疫所新潟空港出張所	新潟市東区
新潟検疫所伏木富山空港出張所	富山市伏木錦町
新潟検疫所新潟空港出張所	新潟市中港
新潟検疫所新潟空港出張所	小松市浮柳町
新潟検疫所新潟空港出張所	高岡市伏木錦町
新潟検疫所新潟空港出張所	金沢市湊
新潟検疫所新潟空港出張所	高岡市原市坂口
新潟検疫所新潟空港出張所	牧之原市坂口
新潟検疫所新潟空港出張所	豊橋市神野ふ頭町
新潟検疫所新潟空港出張所	半田市十一号地

名称	位置
福岡検疫所門司検疫所支所	福岡市
福岡検疫所福岡空港検疫所支所	福岡市
福岡検疫所長崎検疫所支所	長崎市
福岡検疫所鹿児島検疫所支所	鹿児島市
那覇検疫所那覇空港検疫所支所	那覇市

名称	位置
福岡市	北九州市
長崎市	長崎市
鹿児島市	鹿児島市
那覇市	那覇市

名古屋検疫所尾鷲・勝浦出張所

尾鷲市南陽町

条關係

別表第三の二 地方厚生局の分室（第七百三十五条の二関係）

第五分室	第四分室	第三分室	第二分室	第一分室	名称	東北厚生局	第一分室	第二分室	第三分室	第四分室	第五分室	名称	青森市	盛岡市	秋田市	山形市	福島市	位置
第五分室	第四分室	第三分室	第二分室	第一分室	名称	東海北陸厚生局	長野県	甲府市	新潟市	横浜市	横浜市	千葉市	前橋市	宇都宮市	水戸市	茨城県	福島県	管轄区域
津市	静岡市	岐阜市	金沢市	富山市	位置	長野市	長野市	甲府市	新潟市	横浜市	横浜市	千葉市	前橋市	宇都宮市	水戸市	茨城県	福島県	管轄区域
三重県	静岡県	岐阜県	石川県	富山県	管轄区域	長野県	長野県	山梨県	新潟県	新潟県	神奈川県	神奈川県	東京都	千葉県	千葉県	群馬県	栃木県	管轄区域

群馬				栃木				茨城				福島				山形												
高崎	真岡	日光	大田原	鹿沼	栃木	足利	宇都宮	鹿嶋	龍ヶ崎	常総	古河	土浦	水戸	須賀川	いわき	会津若松市	喜多方市	福島市	本庄									
藤岡	沼田	太田	桐生	前橋	高崎	日光市	大田原	鹿沼	栃木	足利市	宇都宮市	鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	土浦市	水戸市	須賀川	福島市	本庄								
藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	日光市	大田原市	鹿沼市	栃木市	足利市	宇都宮市	鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	土浦市	水戸市	須賀川	福島市	本庄								
高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	甘楽郡	高崎市	高崎市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	管轄区域を除く。)	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡	管轄区域を除く。)、那須郡のうち那珂川町	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、河内郡、芳賀郡	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	管轄区域を除く。)	日光市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	桐生市、みどり市	高崎市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡
藤岡	沼田	太田	桐生	前橋	高崎	真岡	日光	大田原	鹿沼	栃木	足利	宇都宮	鹿嶋	龍ヶ崎	常総	古河	土浦	水戸	須賀川	いわき								
藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	日光市	大田原市	鹿沼市	栃木市	足利市	宇都宮市	鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	土浦市	水戸市	須賀川	福島市	本庄								
高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	甘楽郡	高崎市	高崎市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	管轄区域を除く。)	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡	管轄区域を除く。)、那須郡のうち那珂川町	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、河内郡、芳賀郡	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	管轄区域を除く。)	日光市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	桐生市、みどり市	高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡	
藤岡	沼田	太田	桐生	前橋	高崎	真岡	日光	大田原	鹿沼	栃木	足利	宇都宮	鹿嶋	龍ヶ崎	常総	古河	土浦	水戸	須賀川	いわき								
藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	日光市	大田原	鹿沼	栃木	足利	宇都宮	鹿嶋	龍ヶ崎	常総	古河	土浦	水戸	須賀川	福島市	本庄								
高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡	沼田市	太田市	桐生市	前橋市	高崎市	甘楽郡	高崎市	高崎市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	管轄区域を除く。)	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、佐野市、小山市、下野市、下都賀郡	大田原市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡	管轄区域を除く。)、那須郡のうち那珂川町	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、河内郡、芳賀郡	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	日光市、塩谷郡のうち塩谷町	管轄区域を除く。)	日光市	大田原市、矢板市、那須塩原市、那須郡	(宇都宮労働基準監督署の管轄区域を除く。)、富岡市、安中市、	高崎市、伊勢崎市、渋川市、北群馬郡、佐波郡	桐生市、みどり市	高崎市のうち新町、吉井町、藤岡市、多野郡	

福井		石川		富山		新潟		川 神奈		立川	
大野	武生	敦賀	福井	穴水	七尾	小松	金沢	砺波	魚津	高岡	富山
大野市	越前市	敦賀市	福井市	鳳珠郡穴水町	七尾市	小松市	金沢市	砺波市	魚津市	高岡市	富山
大野市	鯖江市、 越前市、 勝山市	敦賀市	福井市、 小浜市、 三方郡、 今立郡、 南条郡、 丹生郡	福井市、 あわら市、 坂井市、 吉田郡	七尾市、 羽咋市、 羽咋郡、 鹿島郡	小松市、 加賀市、 能美市、 能美郡	金沢市、 かほく市、 白山市、 野々市市、 河北郡	高岡市、 氷見市、 射水市	魚津市、 滑川市、 黒部市、 中新川郡、 下新川郡	砺波市、 小矢郡市、 南砺市	富山市
大野市	立川市	青梅市	青梅市	横浜北	横浜西	横浜南	横浜市北区	横浜市港北区	横浜市のうち川崎区、幸区、横浜市鶴見区のうち扇島	横浜市の中区、南区、港南区、磯子区、金沢区	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡
大野	三鷹	青梅市	青梅市	横浜北	横浜西	横浜南	横浜市保土ヶ谷区	横浜市市のうち采区、戸塚区、泉区、瀬谷区、保土ヶ谷区、旭区	横浜市の中区、南区、港南区、磯子区、金沢区	三鷹市、武藏野市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市	青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡
大野	武蔵野市	武蔵野市	武蔵野市	川崎北	川崎南	川崎南	川崎市川崎区	川崎市高津区	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	横浜市の中区、南区、港南区、磯子区、金沢区	三鷹市、武藏野市、調布市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市
大野	相模原	相模原	相模原	相模原市中央	相模原市中央	相模原	相模原市	相模原市	相模原市、秦野市、伊勢原市、中郡	相模原市、秦野市、伊勢原市、中郡	相模原市、秦野市、伊勢原市、中郡
大野	長岡	長岡	長岡	長岡市	長岡市	長岡	長岡市	長岡市	長岡市（新津労働基準監督署の管轄区域を除く。）	長岡市（新津労働基準監督署の管轄区域を除く。）	長岡市（新津労働基準監督署の管轄区域を除く。）
大野	藤沢	藤沢	藤沢	藤沢市	藤沢市	藤沢	藤沢市	藤沢市	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡	藤沢市、鎌倉市、茅ヶ崎市、高座郡
大野	鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	鶴見	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡	小田原市、南足柄市、足柄上郡、足柄下郡
大野	横須賀	横須賀	横須賀	横須賀	横須賀	横須賀	横須賀	横須賀	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡
大野	平塚	平塚	平塚	平塚市	平塚	平塚	平塚市	平塚市	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡	平塚市、秦野市、伊勢原市、中郡
大野	上越	上越	上越	上越市	上越市	上越	上越市	上越市	糸魚川市、妙高市、上越市	糸魚川市、妙高市、上越市	糸魚川市、妙高市、上越市
大野	三条	三条	三条	三条市	三条市	三条	三条市	三条市	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡	三条市、加茂市、見附市、燕市、西蒲原郡、南蒲原郡
大野	新発田	新発田	新発田	新発田市	新発田市	新発田	新発田市	新発田市	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、北蒲原郡、岩船郡
大野	小出	小出	小出	新潟市秋葉区	新潟市秋葉区	新潟	新潟市	新潟市	新潟市（うち秋葉区、南区、五泉市、東蒲原郡）	新潟市（うち秋葉区、南区、五泉市、東蒲原郡）	新潟市（うち秋葉区、南区、五泉市、東蒲原郡）
大野	佐渡	佐渡	佐渡	佐渡市	佐渡市	佐渡	佐渡市	佐渡市	長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ヶ島、川口木沢、川口田 麦山、川口峠、川口中山、川口武道窓、川口和南津、西川口、東川 口、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡	長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ヶ島、川口木沢、川口田 麦山、川口峠、川口中山、川口武道窓、川口和南津、西川口、東川 口、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡	長岡市のうち川口相川、川口荒谷、川口牛ヶ島、川口木沢、川口田 麦山、川口峠、川口中山、川口武道窓、川口和南津、西川口、東川 口、小千谷市、魚沼市、南魚沼市、南魚沼郡
大野	十日町	十日町	十日町	十日町市	十日町市	十日町	十日町市	十日町市	十日町市、中魚沼郡	十日町市、中魚沼郡	十日町市、中魚沼郡
大野	立川	立川	立川	立川市	立川市	立川	立川市	立川市	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡	立川市、昭島市、府中市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、 国立市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡

愛知		静岡		岐阜		長野	山梨
名古屋東	名古屋市	磐田市	富士市	大垣市	中野市	上田市	松本市
(西尾)	名古屋市港区	島田市	島田市	岐阜八幡	中野市	飯田市	長野市
豊橋	豊橋市	豊橋市	豊橋市	高山市	中野市	上田市	松本市
岡崎	岡崎市	岡崎市	岡崎市	多治見	飯田市	飯田市	鰐沢
(西尾)	(西尾市)			多治見市	岐阜市	下伊那郡	都留
名古屋南	名古屋市天白区	磐田市	富士市	関市	大垣市	飯田市、東御市、小県郡	甲府
名古屋東	名古屋市東区	磐田市	富士市	惠那市	岐阜市	上田市、下伊那郡	甲府市
名古屋北	名古屋市中村区	磐田市	富士市	多治見市	岐阜市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	甲府市、山梨市、韋崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、
名古屋西	名古屋市天白区	磐田市	富士市	静岡市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
豊橋	豊橋市	豊橋市	豊橋市	沼津市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
岡崎	岡崎市	岡崎市	岡崎市	浜松市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
(西尾)	(西尾市)			静岡市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋南	名古屋市天白区	磐田市	富士市	沼津市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋東	名古屋市東区	磐田市	富士市	浜松市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋北	名古屋市中村区	磐田市	富士市	静岡市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋西	名古屋市天白区	磐田市	富士市	沼津市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
豊橋	豊橋市	豊橋市	豊橋市	熱海市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
岡崎	岡崎市	岡崎市	岡崎市	田方郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
(西尾)	(西尾市)			沼津市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋南	名古屋市天白区	磐田市	富士市	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、周智郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋東	名古屋市東区	磐田市	富士市	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、榛原郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋北	名古屋市中村区	磐田市	富士市	島田市、伊東市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、守山区、春日井市、小牧市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
名古屋西	名古屋市天白区	磐田市	富士市	島田市、伊东市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、守山区、春日井市、小牧市	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市のうち若穂綿内、若穂川田、若穂牛島、若穂保科、上高井郡、下高井郡、下水内郡	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
豊橋	豊橋市	豊橋市	豊橋市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
岡崎	岡崎市	岡崎市	岡崎市	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡
(西尾)	(西尾市)			豊橋市、西尾市、額田郡	大垣市	中野市、須坂市、飯山市、長野市	市のうち明科中川手、明科七貴、明科東川手、明科光、明科南陸郷、木曾郡、東筑摩郡

		道 北海		府名		都道府県		沖繩		島鹿児鹿兒島		宮崎延岡					
旭川		(江差)	(八雲)	函館	札幌	名(安定期所名)	(出張所名)(分院舍)	名護(八重山)	那霸(石垣市)	鹿屋(鹿屋市)	鹿兒島市(薩摩川内市)	日南市	宮崎市(延岡市)				
旭川市	町)(二海郡八雲町)(檜山郡八雲町)	函館市	札幌市中央区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	管轄区域	別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）	行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村のうち伊是名村、伊平屋村	沖繩市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護労働基準監督署の管轄区域を除く)、中頭郡のうち西原町	那霸市(奄美市、大島郡)	奄美市、大島郡	鹿兒島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿兒島郡、熊毛郡	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
旭川市	町)(二海郡八雲町)(檜山郡八雲町)	函館市	札幌市中央区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	管轄区域	別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）	行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村のうち伊是名村、伊平屋村	沖繩市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護労働基準監督署の管轄区域を除く)、中頭郡のうち西原町	那霸市(奄美市、大島郡)	奄美市、大島郡	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿兒島郡、熊毛郡	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	
旭川市	町)(二海郡八雲町)(檜山郡八雲町)	函館市	札幌市中央区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	管轄区域	別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）	行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村のうち伊是名村、伊平屋村	沖繩市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護労働基準監督署の管轄区域を除く)、中頭郡のうち西原町	那霸市(奄美市、大島郡)	奄美市、大島郡	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿兒島郡、熊毛郡	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	
旭川市	町)(二海郡八雲町)(檜山郡八雲町)	函館市	札幌市中央区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	管轄区域	別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）	行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村のうち伊是名村、伊平屋村	沖繩市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護労働基準監督署の管轄区域を除く)、中頭郡のうち西原町	那霸市(奄美市、大島郡)	奄美市、大島郡	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿兒島郡、熊毛郡	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	
旭川市	町)(二海郡八雲町)(檜山郡八雲町)	函館市	札幌市中央区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	管轄区域	別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所（第七百九十二条及び第七百九十三条関係）	行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。	2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村のうち伊是名村、伊平屋村	沖繩市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護労働基準監督署の管轄区域を除く)、中頭郡のうち西原町	那霸市(奄美市、大島郡)	奄美市、大島郡	鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	鹿兒島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿兒島郡、熊毛郡	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡、延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	

(富良野)	(富良野市)	帶広
(池田))	(中川郡池田	帶広市
北見	北見市	北見市
(美幌)	(網走郡美幌	網走市
(遠軽)	(紋別郡遠軽	紋別市
小樽	小樽市	小樽市
(余市))	(余市郡余市	余市郡
滝川	滝川市	滝川市
(砂川)	(砂川市)	砂川市
釧路	釧路市	釧路市
室蘭	室蘭市	室蘭市
(伊達))	(伊達市)	伊達市
稚内	稚内市	稚内市
岩見沢	岩見沢市	岩見沢市
岩内	岩内郡岩内町	岩内郡岩内町
(俱知安))	(虻田郡俱知安町))	虻田郡俱知安町
(土別))	(土別市)	土别市
留萌	留萌市	留萌市
名寄	名寄市	名寄市
(静内))	(日高郡新ひだか町))	日高郡新ひだか町
浦河	浦河郡浦河町	浦河郡浦河町
苦小牧	苦小牧市	苦小牧市
網走	網走市	網走市
根室	根室市	根室市
(中標津))	(標津郡中標津町))	標津郡中標津町
北見市	北見市	北見市
うち幕別町、池田町、豊頃町、本別町、十勝郡、広尾郡、足寄郡	うち幕別町、津別町、常呂郡、紋別郡のうち遠軽町、湧別町	北見市 (網走公共職業安定所の管轄区域を除く。)、網走郡のうち美幌町、滝川町、釧路町、室蘭町、稚内町、岩見沢市、岩内町のうち豊浦町、洞爺湖町、有珠郡共職業安定所の管轄区域を除く。)、(伊達市)のうち南幌町、樺戸郡 (滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。)、(虻田郡のうち新十津川町、雨竜郡 (旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。))
幌町、津別町、常呂郡、紋別郡のうち遠軽町、湧別町	幌町、津別町、常呂郡、紋別郡のうち遠軽町、湧別町	幌町、津別町、常呂郡、紋別郡のうち遠軽町、湧別町
芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡 (旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。)、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡 (旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。)	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡 (旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。)、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡 (旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。)	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、石狩市のうち浜益区、空知郡 (旭川公共職業安定所及び岩見沢公共職業安定所の管轄区域を除く。)、樺戸郡のうち新十津川町、雨竜郡 (旭川公共職業安定所の管轄区域を除く。)
根室市、河西郡、上川郡のうち新得町、清水町、河東郡、中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町、本別町、十勝郡、広尾郡、足寄郡	根室市、河西郡、上川郡のうち新得町、清水町、河東郡、中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町、本別町、十勝郡、広尾郡、足寄郡	根室市、河西郡、上川郡のうち新得町、清水町、河東郡、中川郡のうち幕別町、池田町、豊頃町、本別町、十勝郡、広尾郡、足寄郡

青森	札幌東 (江別)	札幌市豊平区 (江別市)
千歳 (夕張)	札幌北 (江別市)	札幌市東区 (江別市)
千歳市 (夕張市)	札幌市東区 (江別市)	札幌市のうち白石区、豊平区、厚別区、清田区、江別市、北広島市
青森	青森	市、石狩郡のうち新篠津村
八戸	八戸市	札幌市のうち北区、東区、石狩市（滝川公共職業安定所の管轄区域を除く。）、石狩郡のうち当別町
青森市	青森市	を除く。）、石狩郡のうち当別町
弘前	弘前市	夕張市、千歳市、恵庭市、夕張郡
むつ	むつ市	青森市（黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、東津軽郡
野辺地	野辺地	青森市（黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、東津軽郡
五所川原	五所川原市	八戸市、三戸郡
三沢 (十和田)	三沢市 (十和田市)	弘前市、平川市（黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中津軽郡、南津軽郡（黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、北津軽郡のうち板柳町
黒石	黒石市	のうち板柳町
五所川原市	五所川原市	弘前市、平川市（黒石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、北津軽郡（弘前公共職業安定所の管轄区域を除く。）
三沢市 (十和田市)	三沢市 (十和田市)	むつ市、下北郡
黒石市	黒石市	むつ市、下北郡
青森市	青森市	青森市（うち浪岡、黒石市、平川市のうち新屋町上沢田、新屋町北鶴野、新屋町下沢田、新屋町田川、新屋町松居、新屋町松下、新屋町松久、新屋町道ノ下、新屋町南鶴野、新屋町村元、小国瀬石山、小国川辺、小国川原田、小国館の沢、小国深沢、小国山下、小国横前沢、小国和古婦沢、長田沼田、長田野田、長田村下、長田元村、尾上栄松、金屋上松元、金屋上早稻田、金屋下松元、金屋下早稻田、金屋中松元、金屋中早稻田、金屋西松元、蒲田一本松、蒲田玉田、蒲田豊田、蒲田豊富、蒲田三原、蒲田元宮、切明上井戸、切明菅田邸、切明坂本、切明滝の森、切明滝候沢、切明津根川森、切明温川沢、切明温川森、切明螢沢、切明山下、葛川浅瀬石山、葛川一本木平、葛川大川添、葛川折戸、葛川上の平、葛川唐川平、葛川葛川沢、葛川葛川平、葛川葛川出口、葛川毛無森、葛川砂子沢、葛川田の沢口、葛川長小股、葛川平六沢上、葛川平六沢下、葛川家岸、猿賀浅井、猿賀浅田、猿賀池上、猿賀池田、猿賀石林、猿賀上岡、猿賀上川、猿賀下岡、猿賀下川、猿賀下野、猿賀遠林、猿賀富岡、猿賀平塚、猿賀松枝、猿賀南田、猿賀南野、猿賀明堂、猿賀安岡、猿賀安田、李平上安原、李平上山崎、李平北豊田、李平下安原、李平西豊田、李平西山崎、李平西和田、李平東豊田、李平東和田、李平南豊田、高木岡崎、高木岡田、高木岡部、高木豊岡、高木豊沖、高木豊崎、高木豊田、高木原田、高木原富、高木松元、中佐渡石田、中佐渡鎌田、中佐渡上石田、中佐渡下石田、中佐渡前田、中佐渡南田、中佐渡村元、新山岡部、新山松橋、新山村元、新山柳田、新山早稻田、西野曾江川崎、西野曾江橋元、西野曾江広田、原大野、原上原、原北原、日沼一本柳、日沼河原田、日沼下川原、日沼下袋、日沼李田、日沼高田、日沼塚越、日沼樋田、日沼富田、日沼富岳、南田中北林元、南田中北原、南田中北細田、南田中北村井、南田中中細田、南田中中村井、南田中西林元、南田

埼玉		群馬			
秩父	(飯能)	浦和	(東松山)	川越	大宮
秩父市	所沢市 (飯能市)	和区 さいたま市 (飯能市)	川越市 (本庄市)	熊谷市 (本庄市)	川口市 さいたま市 大宮 (本庄)
秩父市、秩父郡 (川越公共職業安定所の管轄区域を除く。)	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡	さいたま市 (大宮公共職業安定所の管轄区域を除く。)	さいたま市 さいたま市 西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、鴻巣市 (行田公共職業安定所の管轄区域を除く。)、上尾市、桶川市、北本市、蓮田市、北足立郡 市、蓮田市、北足立郡	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、比企郡、秩父郡のうち東秩父村	川越市、東松山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、比
黒磯 日光	那須塩原市 日光市	那須塩原市 日光市	那須塩原市 日光市	那須塩原市 日光市	那須塩原市 日光市
真岡 矢板	真岡市 矢板市	真岡市 矢板市	真岡市 芳賀郡 さくら市、塩谷郡のうち塩谷町	真岡市 芳賀郡 さくら市、塩谷郡のうち塩谷町	真岡市 芳賀郡 さくら市、塩谷郡のうち塩谷町

		愛知		静岡		関	
		美濃加茂	幡	(岐阜八	関	市	市
		美濃加茂市	市	(郡上市)	市	、美濃市、郡上市	、関市
春日井	新城 (蒲郡)	豊川 (碧南) (蒲郡)	犬山 西尾	豊川市 新城市 (蒲郡)	犬山市 西尾市	沼津市 御殿場市 (御殿場) 清水区 (伊東)	沼津市 御殿場市 (御殿場) 清水区 (伊東市)
春日井市	新城 (蒲郡)	豊川 (碧南) (碧南市)	犬山 西尾	豊川市 新城市 (蒲郡)	犬山市 西尾市	熱海市、三島市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡 静岡市(うち清水区)	静岡市(うち清水区)
春日井市	新城 (蒲郡)	豊川 (碧南) (碧南市)	犬山 西尾	豊川市 新城市、北設楽郡	犬山市、江南市、岩倉市、丹羽郡	熱海市、三島市、伊東市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡 静岡市(うち清水区)	静岡市(うち清水区)

		（徳之島）（大島郡徳之島町）	
		指宿市	島町）
二	港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例	指宿市、南九州市のうち穎娃町 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町 沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、国頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村 名護市、國頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡（うち伊是名村、伊平屋村、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡）	指宿市、南九州市のうち穎娃町 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町 沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、国頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村 名護市、國頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡（うち伊是名村、伊平屋村、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡）
		沖繩市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町 沖縄市、宜野湾市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村 名護市、國頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡（うち伊是名村、伊平屋村、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡）	指宿市、南九州市のうち穎娃町 那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡（名護公共職業安定所の管轄区域を除く。）、中頭郡のうち西原町 沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡（那覇公共職業安定所の管轄区域を除く。）、国頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村 名護市、國頭郡（沖縄公共職業安定所の管轄区域を除く。）、島尻郡（うち伊是名村、伊平屋村、宮古島市、宮古郡、石垣市、八重山郡）
		一 労働職業紹介及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例	一 労働職業紹介に関する管轄区域の特例
		第七百九十三条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項（日雇港湾労働者に係る事項を除く。）についての大坂港労働公共職業安定所の管轄区域並びに同項第一号及び第六号に掲げる事項に関する事務についての上野公共職業安定所、品川公共職業安定所、四日市公共職業安定所、松阪公共職業安定所及び京都七条公共職業安定所の管轄区域は、次とのおりとする。ただし、港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例により定めがある場合を除く。	第七百九十三条第一項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事項（日雇港湾労働者に係る事項を除く。）に関する事務についての大坂港労働公共職業安定所、足立公共職業安定所、立川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、川崎公共職業安定所、四日市公共職業安定所及び京都七条公共職業安定所の管轄区域並びに同項第一号及び第六号に掲げる事項に関する事務についての上野公共職業安定所、品川公共職業安定所、四日市公共職業安定所、松阪公共職業安定所及び京都七条公共職業安定所の管轄区域は、次とのおりとする。ただし、港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例により定めがある場合を除く。
		公共職業安定所名	公共職業紹介及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例
		大坂港労働	大坂港労働
		管轄区域	管轄区域
		大阪市（うち都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、北区、中央区、千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、青ヶ島村、台東区、港区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区、王子市、日野市、立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武藏村山市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、三鷹市、武藏野市、清瀬市、東久留米市、西東京市、町田市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市、横浜市のうち鶴見区、川崎市、四日市市、三重郡、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。）、松阪市、多気郡）	大阪市（うち都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区、北区、中央区、千代田区、中央区、文京区、大島町、八丈町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、青ヶ島村、台東区、港区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区、北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区、王子市、日野市、立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武藏村山市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、三鷹市、武藏野市、清瀬市、東久留米市、西東京市、町田市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稲城市、横浜市のうち鶴見区、川崎市、四日市市、三重郡、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡、伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。）、松阪市、多気郡）
		二 港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例	二 港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例
		京都七条	京都七条

		第七百九十三条第二項第一号、第二号（日雇労働者の募集の監督に関する事項に限る。）、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項（港湾労働者に係る事項に限る。）についての品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所及び神戸公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。	
		公共職業安定所名	管轄区域
		品川	千代田区、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
		横浜	横浜市（戸塚公共職業安定所の管轄区域を除く。）
		名古屋南	名古屋市のうち西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、常滑市、東海市、知多市、弥富市、海部郡のうち飛島村
		神戸	神戸市（明石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、三木市、三田市
		雇用保険印紙に関する管轄区域の特例	雇用保険印紙に関する管轄区域の特例
		公共職業安定所名	第七百九十三条第二項第六号に掲げる事項のうち雇用保険印紙に関する事務についての大坂港労働公共職業安定所及びあいりん労働公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。
		大坂港労働	大坂港労働
		管轄区域	大坂市（うち福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、中央区のうち安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町六丁目、道頓堀、東平、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場）
		あいりん労働	大坂市（大阪港労働公共職業安定所の管轄区域を除く。）
		行政区域等の変更に伴う管轄区域の特例	1 公共職業安定所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、公共職業安定所の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の公共職業安定所の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の公共職業安定所の管轄区域に属するすべての地域が他の公共職業安定所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。 2 公共職業安定所の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。